

奈良県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力行為など、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉の専門的な知識をもつ社会福祉士等を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けを行い、その改善に向けた支援を行う。また学校の教育相談体制の整備・充実に資する。

（2）配置計画上の工夫

市に配置したSSWRについて、市内の複数の学校に派遣することが可能とした。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

年3回連絡会を開催し、各SSWR間の情報交換や、市町村教育委員会の担当者も交えて情報交換することによって、SSWRの活用方法について協議する時間を確保する。また、SV体制の整備を行う。

（4）勤務形態

週1回、1回4時間、年間35週（140時間）を基本とするが、学校長等の判断により、年間の総時間の範囲内で回数や時間を変更することができる。

（5）職務内容

①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供、⑤教職員等への研修活動 等

（6）その他

派遣人数3名で、派遣先は年度内であっても、必要に応じて変更することがあることとしている。資格の要件としては、社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉に関する資格を有する者としている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

事業実施要領及び派遣要領にSSWRが行う職務内容を示し、派遣校に周知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

SSWR、SV、市教委担当者、学校担当者及び県教委担当者による連絡会を年3回開催し、各学校のニーズを把握した。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

年3回の連絡会に、スーパーバイザーを招聘し、スーパービジョンを行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境

改善事例の概要

高校生Aは、母が夜帰宅しないこともあり、外泊や自宅に知人が泊まりに来ることが常態化していた。不登校が継続する中、教員が家庭訪問を行うが、母とはなかなか連絡が取れず呼び出しにも応じない。そこでSSWRが、妹が在籍する小学校と情報共有を行い、高校として姉の指導を行いながら、双方の学校が家庭訪問に努めるとともに、母親を相談先につなげる努力をすることを確認した。しばらくして、知人が泊まりに来る状態は解消された。しかし、その後も、Aの外泊状態は続き、見かねた知人の保護者が、児童相談所に通告、一時保護となった。児童相談所の関わりにより、教員、センター職員、母、A、SSWRが、今後について話し合い、生活上の約束事を確認した。この後、Aは登校の促しに応じることが増えている。

【事例2】 ①不登校 ④児童虐待

改善事例の概要

中学生Bは、母子家庭で生活。校内での生徒とのトラブルがきっかけとなり、不登校となる。Bからの聞き取りにより、Bが家庭内で母に対して暴力を振るっていることや、同居している男性からB及び母への暴力があることなどが明らかになった。SSWRは、生徒指導主事、学年主任・学級担任、養護教諭と校内で協議し、学校より市の児童福祉担当課を通して、家庭児童相談室、児童相談所の相談につなげた。

【事例3】 ④児童虐待

改善事例の概要

小学校1年生男児Cの母親から、本人を叩いたり、怒鳴ったりしてしまうと相談がある。母親と面接を重ねる中で、そのような場面は減少してきた。しかし、不安定な面も残っていたため、SSWRは、母子に児童相談所への相談を促し、同行した。また、教員、SSWR、市教委、市子ども家庭支援課でケース会議を開催し、それぞれの立場から支援を行うこととなった。最近では、母親自身も「怒りなどの感情」を適切にコントロールでき、強く叱ることは減った。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援の対象となった児童生徒数は119人（平成22年度66人）と大幅に増加し、活動の幅が広がっていることが確認されている。同時に、関係機関と連携した件数がのべ72件（平成22年度41件）、教職員と連携した件数はのべ473件（平成22年度138件）と、校内外とも連携が活発化した。なお、支援した生徒のうち問題が解決、または、支援中であるが好転した件数は全体の32.1%（平成22年度25.0%）と、改善率も上がっている。

(2) 今後の課題

本県ではSSWRを派遣している学校が少なく、派遣していない学校にどのようにSSWの手法を広げるかが課題である。また、派遣先においても、派遣時間が週4時間と限られ、すべてのケースにSSWRが直接関わるのが難しいことから、SSWRの活動の重点を教員へのコンサルテーションに移していく工夫も必要である。

和歌山県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識、技能を用いて、子どもたちがおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うSSWを配置し、教育相談体制を整える。

（2）配置計画上の工夫

県内30市町村に、スクールソーシャルワーカー配置希望を照会し、事業希望市町村には、活用計画書の提出を求める。その計画書と各地域の実状をもとに、県内の各地域にバランスよく配置できるよう考慮している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

5名のスーパーバイザーを配し、スクールソーシャルワーカーに現地支援を行う。また、配置市町を3ブロックに分け、力量を高めるための研修会を行っている。

（4）勤務形態

活用計画書に基づき、事業を実施する市町のニーズにより設定している。ただし、7時間以内/日、週当たり3日を超えないことを原則とする。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築・支援
- ・保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動 等

（6）その他

平成23年度配置人数 スクールソーシャルワーカー 10名（SSW4名 準ずる者6名）
スーパーバイザー 5名

（社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとするが、人材難もあり元教師、元保育士、家庭児童相談員等の経験を持つ者を準ずる者として採用している。）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」（ビジョン）は策定していないが、「スクールソーシャルワークの視点（リーフレット）」に基本原則、プロセス、事例ケース等の活動内容及び活動形態等を記載し、スクールソーシャルワーカー設置要綱とともに教育委員会ホームページに掲載している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について

- ・連絡協議会の開催 平成23年度は3回（SCとの合同連絡協議会1回を含む）開催

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

5名のスーパーバイザーを配し、配置各市町に出向いて現地支援を行う。また、県内を3ブロックに分けて少人数による研修会をそれぞれ3回、計9回開催した。さらに、スクールカウンセラーとの合同研修も開催している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要〈中学校1年男子〉

(生徒の様子) 家に帰らず友達の家を泊まり歩くようになり、次第に学校を休むようになってきた。たまに家に帰ると父親との言い争いで喧嘩になり、家を飛び出すという繰り返しが続く。

(SSWの関わり) 父親の親族と面会・電話連絡を行い父親への支援の依頼を行うとともに、学校とのケース会議を開く。児童相談所とも連携し、本人面接にも同行する。本人・父親も入った連携ケース会議を開く。

(経過・改善状況) 当初は虐待・ネグレクトというアセスメントを行い、父親の親族と何度か話をし、父親への子育て方法の指導を依頼する。学校も父親と話し合うため連絡をするが連絡が取れないという状況があり、親族を通じて連絡が取れるように段取りを行う。児童相談所の面接に同席するよう説得を行う。この時点で「虐待・ネグレクト」というアセスメントから「家庭環境と不適切な養育」に変更する。その後しばらく改善されたように見えたが状況が悪化し、一時保護所入所となった。一時保護所入所中は児童相談所と父親との連絡や状況報告など、改善に向けての連携を行う。退所後は友達の家を泊まり歩くようなことはなく、父親との関係も少しずつ改善されつつある。現在は遅刻はするものの、ほとんど登校できている。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要〈小学校2年女子〉

(児童の様子) 小学校1年途中から欠席が目立ち、2年になってほとんど欠席している。登校しても下校間際の登校になる。食事はスーパーやコンビニの弁当が多く、夜も母親の仕事先の車中で寝る等、生活の乱れが児童の登校態度に影響している。

(SSWの関わり) 校内連絡協議会を5回開催し、発生した事実、家庭内の事情、登校状況とそれ以外の本児の生活環境の問題等の情報共有を図り、保護者、本児それぞれの対応策を検討した。就学援助等の手続きを進めていく対応策として、「子そだて課」と連携協力し、保護者の心理的こだわりを軽減し抵抗感少なく書類申請を進められるように配慮した。また、保護者が児童相談所に対して度々「施設入所希望」を相談していることから、連絡を取り合い解決に向けて連携している。

(経過・改善状況) これまで、学校からの働きかけに対し抵抗感があつた保護者だが、本年度は抵抗なく諸手続を行った。児童も昼からの登校ではなく、今までよりも早い時間に登校することが出来るようになった。校内において、担任だけ関わるのではなく、管理職はじめ複数の先生と問題を共有し、本児の登下校の状況や保護者からの電話連絡などに関わりを持ったことで、問題解決に向けて多角的視野で協働し、じっくりと取り組む体制を構築することができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度、不登校の問題に関わった件数は、90件。そして、その問題が解決に結びついた、または、支援中であるが好転したという割合が30%になっている。また、家庭環境の問題においても、56件と多くの件数に対応し、問題が解決した、または、支援中であるが好転したという割合は43%になっている。

不登校や虐待の問題等、学校からの相談に速やかに初期対応できたことや、合同のケース会議を定期的に行うことにより、子どもの見守りや家庭への支援を具体的に話し合い、学校と地域と情報を共有し、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化することができ、遅刻や生活習慣の改善が図られた等の成果も見られた。

(2) 今後の課題

- ・県内でのスーパーバイザー及び社会福祉士等、資格をもったスクールソーシャルワーカーの確保
- ・新規配置市町の教育委員会担当者及びスクールソーシャルワーカーへのサポート体制（現地支援）
- ・スクールソーシャルワーカーの役割、活用方法等の周知、啓発

鳥取県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉分野における専門的な視点で児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施
- ・問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向け、関係機関との連携推進
- ・不登校問題の解決及び引きこもりも含めた長期欠席者への対応等

(2) 配置計画上の工夫

- ・配置を希望する市町村の実情に合わせて週時数及び年間時数を設定
- ・市町村教育委員会内に事務局を設置し、SSWの活動の拠点とする

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・連絡協議会を定期的実施し、県外より講師を招いたり事例研究を開いたりする
- ・配置事業費の補助（市町村1/3、県4/9、国2/9）

(4) 勤務形態

- ・市町村教育委員会ごとに勤務形態は異なる（基本的に教育委員会配置）

(5) 職務内容

- ・児童生徒の置かれた環境の問題（家庭・友人関係等）等に関する相談援助
- ・関係機関（児童相談所・教育支援センター・福祉事務所等）との連携・調整、ネットワーク構築の援助

(6) その他

- ・配置人数（鳥取市2名、倉吉市2名、米子市3名、大山町1名、南部町2名、伯耆町3名、日南町2名、日野町2名、江府町2名 計19名）
- ・主な資格及び人材（社会福祉士、民生児童委員、退職教員等）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・現在、策定を検討中

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・連絡協議会（情報交換、事例研究、学校担当者との打ち合わせ）
- ・研修会（講義「スクールソーシャルワーカー活用事業の効果的な運営について」）
研究協議：地域ごとの課題解決のためのよりよい体制づくりについて

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・本県では19名のスクールソーシャルワーカーを配置しているが、その内の1名をスーパーバイザーとしており、連絡協議会や研修会に於いて指導・助言を行う。
- ・市町村教育委員会毎に研修会を設定しており、実践事例を発表しながら情報交換を行ったり、適応指導教室、学校、児童福祉施設との連携を図る。
- ・県教育委員会が主催する連絡協議会では、県外より講師を招き、その先進的な取り組みについて学び、スクールソーシャルワーカー活用事業がより効果的なものになるよう研鑽を続ける。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ④児童虐待

改善事例の概要

母親と小学生2人の3人家族。前年10月頃から遅刻が多くなり、それまでの遅刻は5分程度だったが、2時間目が始まるころに登校することが増えた。以前の懇談で母親が精神的に不安定な様子だったこともあり、学校が毎朝、家庭に電話をかけ、様子を確認した上で登校させるようにしていたが、電話をかけても応答がないことが続き、家庭訪問してみると、家族揃って寝ていることもあった。夜遅くまで起きていて生活リズムが乱れ、朝食をとらずに登校することが続いた。

当初、学校では単なる生活の乱れと思っていたが、スクールソーシャルワーカーや保健師を交えたケース会議を開き、家庭状況をつぶさに調べてみると、母親が精神不安から夜間、出歩くようになり、夜は不在になることが多いと判明した。結果的に「養育放棄」と判断し、早速、要対協に児童虐待を通告し、緊急ケース会議を開くこととした。

要対協事務局、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生児童委員に、児童相談所が加わり、緊急ケース会議を開催し、家庭の経済状況、母親の病状と生育歴、親族を含めた家族構成等を再度調査した上で、詳細なアセスメントを行いプランニングすることとした。

まず母親の通う医療機関への聞き取りを踏まえ、母親の精神面を支えるための相談相手として保健師が関わることとした。また、生活費に困窮していることがわかったため、母親の親族に経済的支援を依頼するとともに、自立支援医療制度を申請し、生活の安定化を図ることとした。

この結果母親の経済状況と精神面が安定し、母親の親族が積極的に家庭に関わり、生活の援助等を行うことで、児童の生活が安定した。遅刻や朝食欠食は、全く見られなくなり、今では平穏な学校生活を送ることができている。

学校生活だけでは、表面的にしか見えない児童の家庭生活の状況について、スクールソーシャルワーカーが関わり、ケース会議を開くことで、福祉の視点から背景を見とり、関係機関とつなぎ、多様な支援体制を構築したことで、児童の生活を安定させることができた。事案の背景が見えるまでは、その多くの対応を学校が抱えていたが、地域、親族、関係機関と情報を共有しつつ、役割分担をすることで、学校の負担も軽くなり、児童の最善の利益に向けて、児童の心の支えとなる対応が図られるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWerの福祉的な視点での事例への関わり方は、「困った家庭」ではなく「困っている家庭」という見方を学校関係者に促すものであり、学校の家庭を見る目も変わっていった例がある。児童生徒の行動面だけを見るのではなく、表面的な行動の背景について理解しようという姿勢が見られることが増えた。
- ・従来は、一部の学校の担当者と関係機関の担当者とのつながりはあったが、市に配置したSSWerが関係機関との間に入ることで、どの学校のどの児童生徒のことも関係機関とスムーズに連携ができる体制ができつつある。

(2) 今後の課題

- ・SSWerの役割について学校、関係機関とも理解が不十分な状況がある。SSWerにすべてを任せれば、解決してもらえろというような意識の教員もいるようだった。便り等で啓発していくと同時に、関わる事例を通してSSWerの役割について理解を深めていきたい。
- ・今後、相談件数が増加しSSWerへの要請が増えていくことも予想されるため、緊急性や相談内容などを精査するための担当指導主事との協議時間の確保や学校との時間調整が課題となってくると考えられる。

島根県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小・中学校の不登校児童生徒については、全国的に割合が高く県教育委員会としても最重要課題として取り組んでいる。また、家に引きこもりがちなどどもの増加や児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加については、学校関係者だけの対応では限界がある。そこで、平成20年度から福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成23年度は、12市町に委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。

（2）配置計画上の工夫

〈松江市〉「不登校支援アクションプラン事業」の推進と連動した配置・常駐型SSWの緊急配置を行った。

〈雲南市〉SSWを教育委員会に配置し、学校訪問及び家庭訪問を中心とした活動を行った。

〈津和野町〉臨床心理士資格のある同一の者を複数年任用し、長期(小学生期から高校生期)にわたって関わりをもてるようにした。

〈隠岐の島町〉学校及び関係諸機関を訪問し状況把握を進めるとともに、研修の機会をもち、SSWの役割を周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

〈松江市〉常駐型SSWと派遣型SSWの運用とスーパーバイザーとしての派遣型SSWの活用を行った。

〈雲南市〉校長会でSSWの役割について周知を図った。SSWが市内すべての小・中学校を訪問し現状を把握した。

〈津和野町〉SSW活用事業協議会を設置し、開催することで、学校、関係機関の理解を得た。協議会委員は、警察、教育事務所、児童相談所、福祉事務所、民生児童委員、保育所、高等学校、小・中学校校長会、健康保険課、教育委員会で構成されている。

〈隠岐の島町〉各学校への割当配置ではなく、学校からの要請や教育委員会が必要と認める場合に時数を調整しながら派遣することとした。

（4）勤務形態

〈松江市〉①常駐型SSW：700時間 ②派遣型SSW：ケース派遣 〈雲南市〉派遣型：370時間

〈津和野町〉派遣型：460時間 〈隠岐の島町〉派遣型：140時間

（5）職務内容

①問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

（6）その他

各市町村へ委託した事業において任用されたSSWの総数は25人で、資格は、社会福祉士、精神保健衛生士、臨床心理士、教員の退職者、教員免許保有者等。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

県教育委員会ではスクールソーシャルワーカー活用事業委託要項を、各委託先市町教育委員会においても実施要項を策定した。県教育委員会は、委託先市町に対して送付。各委託先市町教育委員会では、校長会、学校訪問等で周知した。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

県教育委員会としては、各市町教育委員会が本事業を展開するうえで、必要な情報を県主催の研修会を通して提供するとともに各事業実施団体へ直接訪問し連絡調整を図った。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

平成23年度、県教育委員会においては、スーパービジョン体制の整備は行っていない。県主催の研修としては、連絡協議会（東部・西部）を1回ずつ、事例検討会を1回実施した。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

経済的に生活が苦しい家庭の5人兄弟のうち3人が不登校であり、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を継続実施。母親、不登校児童・生徒との関係をつくる。市福祉部、児童相談所等が参画したサポートチーム会議を継続的に開催。保護者との信頼関係を築き、生活保護受給につながる。スクールソーシャルワーカーの働きかけにより不登校児童が、3年ぶりに学校に登校することができた。

【事例2】 ⑤友人関係の問題

小学校に入学した二人の児童の仲があまり良くなく、保護者同士も問題が起こるたびにめめるなど、良好な関係ではない状況であった。一方の児童のいやがらせが始まり、改善しないままエスカレートしたため、学校からの要請によりスクールソーシャルワーカーが介入した。スクールソーシャルワーカーは両親や児童と定期的に面接を実施し、双方が抱える悩みや問題を受け止め、学校への要望を聞くなどした。児童相談所と適宜情報交換を行い、児童相談所を交えたサポートチーム会議を学校側へ提案し実施した。会議では情報共有だけでなく役割分担を明確にしてチームで対応する体制を作ることができ、継続支援から人間関係の改善につながった。

【事例3】 ⑥非行・不良行為

一人親家庭で家族の関係は複雑であった生徒が、施設入所を経て学校復帰することとなった。スクールソーシャルワーカーによる保護者、該当児童との人間関係を基盤とした家庭支援を実施。スクールソーシャルワーカーが学校、児童相談所、警察、児童自立支援施設等と保護者をつなぐ役割を果たす。問題行動は激減し学校生活に適応していった。また、学校、関係機関と保護者との関係が改善した。

【事例4】 ⑦家庭環境の問題

生徒の課題について、学校と保護者が全く話し合いをもつことができない状態であった。スクールソーシャルワーカーは、要保護児童対策地域協議会担当と協議し、サポートチーム会議に担当の参加を依頼し、実施した。学校では居場所づくりや校内の支援体制を整えた。学校や関係機関が同じ目標に向かって、支援を進めることで、保護者と学校の関係性に改善が見られ、学校は、該当生徒の今後について保護者と話せるようになってきた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① スクールソーシャルワーカーが中心となって福祉的な視点から関係機関へ働きかけサポートチーム会議を開催した。組織的な対応、チーム支援により52のケースで不登校が改善された市町があった。
- ② スクールソーシャルワーカーが、学校の実情をよく理解したうえ助言をし、学校が他機関との連携をより強めることができた。また、スクールソーシャルワーカーが校内研修等の講師をすることもあり、教職員の研修を支援することもできた。
- ③ スクールソーシャルワーカーが関わることで関係機関や教職員が連携して支援する仕組み作りが図られ、機能するようになった。より多面的にアセスメントが可能となり支援方針もたてやすくなった。

(2) 今後の課題

- ① 学校における校内支援体制やスクールカウンセラー等と連携した支援をさらに進めていくとともに、社会福祉士等専門資格を有する派遣型スクールソーシャルワーカーの有効活用を図ること。
- ② 虐待や生活困窮の子どもを見守っている学校の不安感を解消するために、このスクールソーシャルワーカー活用事業により、学校を含めた「支援者への支援」のあり方の検討を進めること。
- ③ 地域内において、適切な人材を複数確保すること。また、課題の早期発見、早期対応を行うための適切な巡回相談や派遣型相談の体制やシステムづくりを行うこと。

岡山県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり関係機関とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー5名のうち2名を県教育庁指導課生徒指導推進室内に配置し、1名はコーディネーター役を兼ねる。また、要請のあった学校へ派遣し、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行う。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

運営会議を年に2回開催し、大学教授等とともに事業の効果的な在り方や検証等について協議した。スクールソーシャルワーカーと県教育庁指導課生徒指導推進室の指導主事による連絡会議を実施し、情報共有している。また、関係機関との連携を図るため、年度当初にスクールソーシャルワーカーが県内の警察署や保健・福祉機関を訪問し、事業やスクールソーシャルワーカーの役割等の説明を行った。

（4）勤務形態

非常勤職員として、2名は4時間×3回×42週、他3名は合計で4時間×年間18回を上限としている。

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員への研修活動

（6）その他

精神保健福祉士、社会福祉士の資格を持つ者で、かつ学校教育に関して知識を有する者のうち、積極的に取り組む意欲のある者を、スクールソーシャルワーカーとして県教育委員会が委嘱している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

事業概要や、スクールソーシャルワーカーの役割について記したリーフレットを学校に配布できるよう、記載内容について検討している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

事業の周知と市町村教育委員会のニーズの把握をするため、年度当初にスクールソーシャルワーカーが全ての市町村教育委員会を訪問し、事業やスクールソーシャルワーカーの役割等の説明を行った。スクールソーシャルワーカーが、ケース会議等に参加した市町村教育委員会担当者との連絡を取り合い、児童生徒を取り巻く課題解決に向けての支援方法やケース会議の持ち方について協議や助言を行うことも多くあった。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

年2回の運営会議において事例検討を行い、大学教授によるスーパーバイズを受けた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑥非行・不良行為

改善事例の概要〈中学生1～3年生のグループ〉

対教師暴力、器物破損、授業妨害を繰り返し、警察も関わっていた非行グループのケースである。本人達がいっつも集まっている場所でスクールソーシャルワーカーが共に過ごし、本人達のニーズの確認と、ソーシャルワークの技法の一つであるグループワークを実施した。メンバーの相互作用を促進し、グループ全体の意識の高揚を図り、本人達と学校との関係の再構築を試みた。グループが落ち着きを見せ始め、授業に参加する時間が増えてきた段階で、それぞれのニーズや家庭環境に応じた関わりを行った。グループを早期に解体したい教職員から理解が得られにくいこともあったが、スクールソーシャルワーカーの役割やグループワークの視点について職員会議等で説明し、支援内容について詳細に報告することで、学校と役割を分担して連携することができた。

【事例2】 ①不登校 ④児童虐待

改善事例の概要〈小学生・中学生の兄弟〉

兄弟とも不登校で知的障害が疑われるケースである。母親は死亡し、父親は精神疾患を有しており、無職である。生活保護を受給しているが、ゴミが多く、複数の野良猫が出入りし、家庭環境は衛生的に劣悪であった。父親と小・中学校、市教委、保健福祉機関との間で何度もトラブルがあり、相互の信頼関係は築けていなかった。

スクールソーシャルワーカーが中学校の懇談に同席することで関わりを始めた。その後、父親の了解を得て家庭訪問を繰り返し、スクールソーシャルワーカーの役割の説明と、家族それぞれのニーズの把握を行った。住居の状態を放置しておくとも生命にも関わることから、父親とともに片付けを行った。また、父親と学校や関係機関との間にトラブルが起きていたのは、父親の精神症状によるところが大きいことが判明し、スクールソーシャルワーカーが仲介に入り、福祉ヘルパーの導入、父親と子ども達の病院受診の同行、地域の各関係機関への橋渡しを行った。児童相談所では発達検査が実施された。定期的に行われるケース会議には父親と子ども達にも参加してもらい、その場でニーズの再確認や各関係機関の役割分担について話し合うことができていた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度に、前年度に依頼のあった学校を対象に、スクールソーシャルワーカーの働きについて「学校と関係機関との関係調整」、「学校と家庭との関係調整」、「児童生徒・保護者・学校に対する問題解決のためのアドバイス」等の観点別に評価アンケートを実施した。スクールソーシャルワーカーの児童生徒・保護者・学校に対する問題解決に向けたアドバイスについて、9割の学校が「有効」・「どちらかといえば有効」と回答している。

平成22・23年度の支援状況は、不登校、発達障害に関する問題、児童虐待に関する問題が、各年度とも全体件数の約6割を占めた。ケース会議等で具体的な支援策を講じることができ、学校と関係機関との連携が促進された。平成22年度においては約半数、平成23年度においては約3分の2のケースが解決・好転した。

(2) 今後の課題

支援の実態とニーズの把握を行う必要があるため、平成22年度に実施した評価アンケートの質問事項を改訂し、平成24年度に学校へ配布できるよう検討中である。

また、家庭がどの関係機関との関わりも拒否しているために、スクールソーシャルワーカーが児童生徒や家庭に対して直接的支援を行う必要のあるケースが増加している。効果的で円滑なケース会議を行うために、事前にスクールソーシャルワーカーの学校・関係機関に対する聞き取りや関係調整が十分できるよう、人材の確保や勤務時間の拡充が望まれる。

山口県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 生徒指導上の課題を抱えた児童生徒及びその保護者に対する専門的な相談
- ・ 課題を抱え対応に苦慮している学校の要請に応じて、やまぐち総合教育支援センター職員等と編成したチームによる、学校に向向いての助言等の支援
- ・ 休みはじめの段階から、ケース会議等への参加による支援方針等の検討

(2) 配置計画上の工夫

- ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置
- ・ スクールソーシャルワーカー人材バンクの設置

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 校長会、生徒指導主任会等における事業の周知
- ・ 教育委員会指導主事に同行した学校訪問

(4) 勤務形態

- ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置…非常勤職員として、週4日×1日5時間の勤務
- ・ スクールソーシャルワーカー人材バンク登録者…学校からの派遣要請に応じて勤務

(5) 職務内容

- ・ 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・ 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- ・ 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員への研修活動

(6) その他

- ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置…社会福祉士1、臨床心理士1
- ・ スクールソーシャルワーカー人材バンク…社会福祉士19、精神保健福祉士13

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- スクールソーシャルワーカーの役割、早期支援の重要性、スクールカウンセラーとの連携、ケース会議について等、をまとめた「スクールソーシャルワーカー(S S W)実践事例集」を配付し、周知している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- やまぐち総合教育支援センターへの配置
 - ・ 県内の各学校が、必要に応じ、電話により相談又は派遣を申請
- スクールソーシャルワーカー人材バンクの活用
 - ・ 市町教育委員会が、管内の各学校におけるニーズを把握し、スクールソーシャルワーカー人材バンク登録者に派遣を要請

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- スーパービジョン体制
 - ・ やまぐち総合教育支援センター配置のスクールソーシャルワーカー及びエリア担当スーパーバイザーが、必要に応じてスーパーバイズを実施
- 研修体制について
 - ・ 山口県社会福祉士会に設置されているスクールソーシャルワーク委員会と連携し、定期的開催

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

母親、中学生、小学生の家庭で、家の中外はゴミがあふれた状態である。また浴槽がないため、シャワーだけで済ませたり、長期間入浴しないこともある。中学生は、学習意欲が低く、学校を欠席することが多い状況である。

このため、SSWはケース会議（参加者：SSW、関係教職員、市教委、市福祉部局関係者…計11名）に参加し、学校と情報共有及び心理検査、自宅の清掃計画（子どもの健康面、衛生面、環境面の改善を目指す）等、今後の支援計画の立案を行った。

SSWが家庭に入り込み、生活実態を把握し、掃除する箇所を細分化するなど、適切な支援を継続していった。子どもたちは学力が低いため、環境改善と平行して、放課後や昼休みを使って個別支援を継続したところ、徐々に欠席が減少し、自ら通学できるようになっていった。

母親は不都合なことから逃避する傾向があるが、支援者（学校やSSW等）がねぎらったり、寄り添ったりすることで、関係づくりを重視した支援を継続しており、徐々に改善に向かっている。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要

両親、姉、長兄、次兄、小学生（不登校）の6人家族で、小学生は学習に全く興味を示さず、現在は昼夜逆転の状態となっており、担任等が訪問しても、拒否反応が強く、一切会おうとしない。

このためSSWは父親と接触を図り、訪問の許可を得た後、小学生に対して週1回程度の訪問を繰り返し、関わりをもっていった。また、ケース会議では母親や次兄の支援の必要性を確認したため、中学校卒業して家居の状態にあった次兄について、若者サポートステーションやハローワークにつなげ、就職のための準備を整えていった。母親はひきこもり傾向があり、精神疾患が疑われたため、カウンセリングや病院への受診につなげるように支援した。

SSWは積極的に母親、兄らと関わりを続けたため、次第に助言等を受け入れるようになり、母親の養育姿勢に変化が見られるようになった。小学生は生活リズムを取り戻していき、週1～2日であるが、自ら登校できるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成23年度中に、学校等へ延べ1,109回派遣し、244人の児童生徒の支援を実施。継続支援者の54%が問題の解消・好転となった。
- ・ 学校との連携が困難であった家庭への訪問をスクールソーシャルワーカーが行うことで、保護者との関係性が高まり、家庭状況の理解にもつながった。
- ・ スクールソーシャルワーカーのもつ人的ネットワークや社会福祉に関する知識・情報が活用されることにより、適切な支援活動が早期に可能となった。
- ・ スクールソーシャルワーカーに関する機能や考え方、実践事例等をまとめた事例集を作成・配付し、一層の活用・促進を図った。

(2) 今後の課題

- ・ 力量のあるスクールソーシャルワーカーの安定的な人材確保
- ・ スーパーバイズ体制の一層の拡充

香川県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

【義務】

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの問題を抱える児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、問題行動の未然防止や早期対応による問題の解消を目的とし、①スクールソーシャルワーカー派遣事業と②学校支援アドバイザー派遣事業の2つを実施した。（以下①、②で記述）

【高校】

- ・高校中退や不登校問題を解決するため、地域社会との連携や生徒一人一人に即したきめ細かな指導等を総合的に推進するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する大学教授等を、スクールソーシャルワーカーとして県立高校定時制に派遣し、生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

【義務】

- ①大学教員3名を学校の要請に応じて派遣
- ②関係機関との連携や継続支援がしやすいよう、教育事務所に各1名配置

【高校】

- ・定時制高校12校に2名を配置（拠点校方式）。各学校を網羅しての配置というよりは、必要な学校に重点的に配置。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

【義務】

- ①年2回（4月、9月）派遣希望調査を実施。経過を見ながら助言できるよう継続派遣も行う。
- ②状況に応じて派遣回数、頻度を変更。関係機関との連携を図るため市町の要対協に参加

【高校】

- ・SSW活用の手引を作成、各校に配布。定時制教頭会で活用事例を紹介。担当指導主事が学校を訪問。

（4）勤務形態

【義務】

- ①学校からの要請に応じて派遣（年間合計70回程度）
- ②1日6時間、年間200日勤務

【高校】

- ・拠点校配置、学校から要請があれば高校教育課で調整し、派遣（1日3～4時間、年間合計87回程度）

（5）職務内容

【義務】

- ①・校内支援体制づくりや児童生徒への対応についての教員研修、事例検討、保護者啓発
・児童生徒が安心して過ごせる集団づくりのためのグループワークの実施
- ②・教職員や関係機関と連携して家庭訪問を行うなど、児童生徒や保護者への直接的な支援
・児童生徒や保護者への対応についてケース会議に参加し支援体制づくりや他機関との連携促進

【高校】

- ・問題を抱える生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動 など

（6）その他

【義務】

- ①大学の福祉学科の教員3名
- ②経験豊かな児童相談所の元職員2名

【高校】

- ・配置人数：2名
- ・主な資格：大学教授、精神保健福祉士
- ・人材：どちらもSSWとしての経験があるベテラン
- ・その他：なし

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

【義務】

- ・職務内容、効果的な活用方法、校内支援体制づくり等について、各学校に通知

【高校】

- ・趣旨、実施形態、職務等を各校に通知及び定時制教頭会で説明会を実施

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

【義務】

- ① 4月9月の2回派遣申請受付、継続派遣希望の受付、市町SSWも参加しての連絡協議会実施
- ② 学校から教育事務所への電話相談、学校支援アドバイザーによる巡回訪問によるニーズの把握

【高校】 なし

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

【義務】

- ・市町SSWも集めて情報交換や児童虐待等に関する研修等を実施
- ・大学教授（派遣SSW）による指導助言

【高校】 なし

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1【義務】スクールソーシャルワーカー派遣事業 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要〈小6児の中学校入学に向けた受け入れ体制づくり〉

- ・中学校入学予定の小6児のケース会議に参加し、今後の対応について助言

(問題) 発達障害により他の児童とうまく関係がつかず、学校を休みがちであった。

中学校入学への不安から奇声を発するなどの行動が見られるようになった。

(参加者) 派遣SSW、SC、市SSW、市教委指導主事、小学校教頭、教育相談担当、学級担任

中学校校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター

(対応) SC、町SSW、小中教員が互いに情報交換することで対象児童への理解が深まった。

派遣SSWの助言により、中学校入学前の小・中学校の取組、中学校入学後の本人・保護者への対応や教員配置の工夫等について、要点を押さえ具体的に協議することができた。

事例2【義務】学校支援アドバイザー派遣事業 ③暴力 ④児童虐待 ⑦家庭環境の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要〈中1生への関係機関との連携支援体制づくり〉

- ・ケース会議に毎月参加し今後の対応を協議、関係機関につなぐ。

(問題) 衝動性があり些細なことでのトラブルが絶えない。

父親の暴力、母親の精神的不安定さの本人への影響が心配。

(対応) 要対協に参加し情報を共有、児童相談所と学校とをつなぐ。

児童虐待による一時保護となる。

事例3【高校】 ④児童虐待 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要〈高1女の保護者と医療機関、学校との連携体制づくり〉

- ・病気治療を行っている生徒の、保護者による虐待が疑われるケースについて、関係機関と連携し、生徒が治療に専念できるよう支援を行った。家庭訪問を実施し、保護者や本人に対して専門的知見による助言を行ったり、入院先の病院と保護者、学校が連携できるようにしたり、橋渡しを行った。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

【義務】

- ① 学校から提出される活動状況報告書の記載、派遣回数数の増加（H22 53回→H23 62回）を見ると、学校のニーズに応えるものとなっている。

- ② H23年度は、806件の相談があった。個別事例に対する継続支援へのニーズが高い。

【高校】

- ・学校からの要請の数が多く、年間決まった時間数の中、調整に苦慮している。SSWは福祉の専門職としての視点から、生徒の幸せを中心に考えた支援を行っている。

(2) 今後の課題

【義務】

- ・有能な人材の確保と機動性の向上
- ・SC等外部人材との連携の在り方等の提示による活用促進

【高校】

- ・問題が起こったときに速やかに対応ができる体制づくり及び予算の確保

愛媛県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援」「いじめ、暴力行為、非行等の未然防止」「児童虐待への対応」等

（2）配置計画上の工夫

県内全域において、地域や学校の実態にあった活用をねらいとし、全20市町のうち13市町に19名を配置した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

配置方式については、実施市町教育委員会が活用のねらいや地域の実態に応じて定めた。19名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型12名、派遣型2名、巡回型3名であり、うち派遣型の2名は適応指導教室に配置された。

（4）勤務形態

1日4時間、年間90日

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒がおかれた環境（家庭）への働きかけ
- ② 福祉等の関係機関、団体とのネットワークの構築、連携、調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談、支援、情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

（6）その他

資格及び人選については、教育や福祉の分野において活動経験のある者（社会福祉士、退職教員、元児童福祉施設関係者等）から市町教育委員会が人選した。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

活動に関する指針として、具体的にケースのタイプ分けから支援パターン、支援体制やSSWの役割等について解説したCDデータを全ての小中学校に配布して周知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

市町に事業を委託し、地域の実態に応じた有効な活用を目指した。また、ケースによっては、県事業である「心のレスキュー隊派遣事業」（緊急支援時に臨床心理士をチームで派遣）や「学校トラブルサポートチーム派遣事業」（解決困難なトラブルに対して弁護士、医師、警察関係者等をチームで派遣）による支援も視野に入れていた。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

年2回、連絡協議会を開催し、スクールソーシャルワーカーの資質向上や事業推進に努めた。連絡協議会では、関係諸機関から講師を招き、講義やワークショップを行うとともに、県社会福祉士会と県内全児童相談所の関係者を助言者に招き、研究協議、情報交換等を行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ④児童虐待

改善事例の概要

母親は解離性障害がある。自分の思いどおりに事が運ばないと、子どもを怒り食事も満足に与えないことがあった。学校での出来事など長男Hがうまく説明できないと腹を立て暴力をふるうこともあった。そのたびに母親からSSWに電話が入り、子ども、母親の支援をするとともに保健師、子育て支援系の家庭相談員に連絡をとった。母親が解離をすると近所の方からSSWに連絡が入るので、校長及び関係諸機関に連絡をして児童のもとに駆けつけた。母親の解離は、昼夜を問わず起こり子どもに食事を与えることも出来ない状態であった。SSWは母親の解離が回復するまで二人の児童の安全確保に努めた。

些細なことで母親が腹を立て、パジャマのまま子どもを学校に行かせたり、子どもに手をかけたりすることが頻繁となり、校長と相談の上、児童相談所に通報し、二人の子どもは、即日保護された。保護されたことにより母親は、更に精神状態が不安定となり解離した。そこで障害福祉系の協力を得て精神科へ医療保護入院となった。

子育て支援係とは常に連携をとり、児童の支援をしてきた。夜遅くても土曜・日曜日でも迅速に対応して頂いた。児童相談所とは、子育て支援係を窓口として対応した。児童相談所と校長、学級担任、SSW、子育て支援係、障害福祉課、医療関係者が集まりケース会議をもち、今の段階では母子分離が妥当だという結論に達し、一時保護委託から施設入所の方で母親を児童相談所が説得することになった。説得には困難を極めたが、最終的には母親も承諾し、二人の児童は施設で暮らしている。

今回の事例は、学校だけで解決できる問題ではなかった。また、学級担任だけで解決するにはあまりにも負担が大きすぎた。児童の支援は主に学級担任、保護者の支援はSSW、校長は保護者・児童の双方に関わった。児童への関わりは、学校との連携が大切であり、支援の効果も大きい。家庭で何かトラブルがあっても学校関係者が行くと児童に安心感が見られた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度の活動記録によると19名のスクールソーシャルワーカーが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した総件数は401件（一人あたり約21件）であり、そのうち「問題が解決した」が95件（約24%）「支援中であるが好転した」が105件（約26%）である。また、配置した地域や学校では、相談活動や環境改善により児童生徒の心の安定や家庭の教育力の向上が図られたケースや関係諸機関と連携しチームで対応した事により成果をあげたケースも多い。

(2) 今後の課題

学校・家庭・地域・関係諸機関との行動連携の充実が急務であるが、保護者の考え方や価値観の多様化等により連携を図りにくいケースが増加している。また、スクールソーシャルワーカーの関わりに時間的な制限があるため、支援が中途半端に終わってしまうケースも少なくない。

高知県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、友人関係、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いてはたらきかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と表記する）配置希望調査の提出を受け、県教育委員会で検討のうえ事業を委託している。市町村教育委員会は地域の実情に応じて、教育委員会、学校、その他の教育機関等にSSWを配置している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

人材の育成・確保、効果的な活用のため、高知県立大学社会福祉学部の3名の教員にスーパーバイザーを委嘱し、各SSWへの具体的な指導・助言するとともに、県教育委員会担当者や市町村教育委員会担当者も指導・助言を行っている。

（4）勤務形態

週3日、1日6時間程度を原則として委託を受けた市町村教育委員会が定める。

（5）職務内容

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- ③学校内のチーム支援体制の構築、具体的な支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動等

（6）その他

配置人数 36名(雇用人数 32名)

主な資格 社会福祉士 精神保健福祉士 教員免許取得者 臨床心理士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

SSW活用事業委託要項に、事業の趣旨・実施方法（SSWの選考、職務内容、SSWの配置、ブロック別協議会・連絡協議会の開催について）・委託期間・委託手続き・委託経費・事業完了の報告等を示している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

年2回の連絡協議会とブロック別協議会には、県教育委員会担当者、市町村教育委員会担当者、SSWが出席して、情報交換・研修・協議を行い連携を深めている。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

・スーパービジョン体制

県立大の教員3名にスーパーバイザーを委嘱している。各市町村教育委員会にスーパービジョンの時間を配分するとともに、緊急臨時対応の時間を確保することによってスーパーバイザーを各市町村教育委員会に派遣し、配置のSSWや市町村教育委員会担当を柔軟に支援する体制をとっている。

・研修体制

連絡協議会を年2回、ブロック別研修会を各地区年1回開催し、情報交換・研修・協議を行う。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

・本児の状況

小学校のときに不登校になり中学校でも不登校が続いている。本児は祖父母と生活し、両親と兄弟とは別生活。本児は、寡黙で、常に祖母と行動を共にし、話しかけられても祖母が返答していた。

・支援の経過

支援の目標：本人を学校に繋げる。

小目標①本児の祖母への依存度を緩和（手立て）研究所の担当とSSW2名で対応し、二人を徐々に分離

小目標②家の近くの公園での活動（手立て）公園までは本児だけで、帰りは一緒に雑談

小目標③市民会館での学習（手立て）市民会館までは本児だけで、帰りは一緒に帰宅

SSWと本児のみの活動を増加

小目標④中学校へ別室登校（手立て）SSWと一緒に登下校→登校できるようになる

小目標⑤中学校の先生と関わる（手立て）本児の要求に配慮しながら関わる。

→本児は、週1回別室に登校し学習に取り組んでいる。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

中学入学から引きこもり 外国籍の母親と日本人の父親→離婚→母親の母国へ→再来日

（引きこもりの背景）①友人とのトラブル②日本語が十分に理解できない③生活基盤の弱さ一母子の不安感

（支援策） ①教育研究所（学習保障） 定期的な家庭訪問と学習支援、母親との面接は随時行う

②SSW（生活の安定） 母親の就労支援及びカウンセリング（SCとの連携）を行う

③学校 担任を中心にして、友人間のトラブル解消する

→本児は学校復帰ができ、高校進学に向けて努力を始めた。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」と「支援中であるが好転」の年度別状況（継続総件数に対する割合）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
問題が解決	5.9%	6.8%	9.8%	8.1%
支援中であるが好転	15.9%	18.7%	20.0%	23.0%

「解決」「好転」の合計が年々上昇しており、本県の事業が着実に前進していると考えられる。

（2）今後の課題

- ・SSWのスキルアップ・資質向上に有効な研修や事例検討会の実施。
- ・SSWについての認知を広げるとともに、学校と市町村教育委員会担当者のSSWの主体的活用に対する啓発。
- ・SSWの配置拡大及び人材確保
- ・SSWの雇用条件の整備

福岡県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係機関等とのネットワークを活用して児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るスクールソーシャルワーカーを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題の解決に資する。

(2) 配置計画上の工夫

① 配置時間の弾力的運用の拡大

1 市町村教育委員会に対して、1 中学校を拠点校、他の全ての中学校を対象校として配置する（県内6 市町に配置、3 4 中学校で活用）。当該教育委員会は、配置時間を学校の実態に応じて振り分け、弾力的に運用する。

② スーパーバイザーの配置とその役割

6 教育事務所を2つのブロックに分け、それぞれのブロック単位で、スクールソーシャルワーカーへの指導助言を行う等スクールソーシャルワーカーを統括する役割を果たす者を配置する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

① 市町村教育委員会の主体的な活動促進

スクールソーシャルワーカーの活用について、市町村教育委員会の担当者を明確化し、教育委員会の主体的な活用やスクールソーシャルワーカーとの協働を促進する。

② スクールソーシャルワーカーの資質向上

スーパーバイザーを活用し、月に1回、各ブロックにおいて連絡会議を実施する。本会議では事例検討会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。

(4) 勤務形態

① スクールソーシャルワーカー：年35週、週当たり16時間の勤務

② スーパーバイザー：年35週、週当たり4時間の勤務

(5) 職務内容

校長の指導・監督の下、以下のような職務を行う。

① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

② 関係機関等とのネットワークの構築及び連携・調整

③ 学校内におけるチーム体制の構築及びチームへの支援

④ 保護者に対する支援・相談・情報提供

⑤ 児童生徒へのカウンセリング

⑥ 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報の収集・提供

⑦ 教職員等への研修活動

(6) その他

○ スクールソーシャルワーカーの配置人数は、8人（SSW6人、SSW・SV2人）

○ スクールソーシャルワーカーの有する資格は、社会福祉士8人、精神保健福祉士6人

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの活用を市町村教育委員会や学校に周知するために、作成した「スクールソーシャルワーカー活用についてQ&A」を配布する。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

スクールソーシャルワーカー運営協議会の開催にあたって、すべての市町村教育委員会に案内を发出し、協議会への参加を奨励している。協議会では、本事業の成果等について周知している。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

配置市町村が主体となって月に1回の連絡協議会を実施し、その中での事例検討会を通してスーパーバイザーによる指導・助言を行った。また、スーパーバイザーの活用については、教育事務所担当指導主事がコーディネートして連絡・調整し、研修会等での活用や配置外の市町村での活用等を促進している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要〈保護者・兄弟姉妹への支援により不登校の改善が見られた事例〉

- ① 関係機関からの情報収集：保護者との連携が難しいケースにおいて、スクールソーシャルワーカーがその家庭に関わっている関係機関等から情報収集を行った。経済的な問題や住居の問題、夫婦の問題など様々な課題が明らかになった。
- ② 保護者の負担軽減：収集した情報をもとに、スクールソーシャルワーカーが保護者と面談を行い、保護者が必要としている情報を提供した。
- ③ 保護者へのサポート：スクールソーシャルワーカーが保護者とともに関係機関等に行き、必要な手続きを行った。
- ④ ケース会議の実施：児童家庭課、児童相談所、病院等との連携を図れるようスクールソーシャルワーカーがコーディネーターとして実施した。
- ⑤ 個に応じた関係機関との連携：兄弟の精神状態が不安定な時は、精神科と連携して受診・入院の支援を行った。引きこもりの兄弟には、居場所となる情報提供や病院の受診の支援を行った。姉妹には発達課題を明らかにして関わり方を工夫するために、WISK-Ⅲを受けさせ、その結果を踏まえて家庭や学校を支援した。

上記支援により、生活環境が安定したことで、本人が安心して学校に登校することができるようになった。

【事例2】 ⑥非行・不良行為

改善事例の概要〈問題行動をおこした生徒及びその保護者への支援事例〉

- ① 関係機関との連携：小学校時にスクールソーシャルワーカーが児童相談所に相談した。児童相談所は一時保護及び再犯防止プログラムを実施した。
- ② 小中連携：中学校進級時に、小学校と中学校の合同ケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカーが詳しい情報提供を行い、中学校での対応を協議した。中学校は、それをもとに対応した。
- ③ 保護者への支援：スクールソーシャルワーカーが継続的に保護者とともに、将来の見通しを立てたり生活の仕方などを考えたりしたことで、保護者が学校や児童相談所によく相談するようになった。上記支援により、生徒は徐々に表情がよくなり、普通に学校生活を送れるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 配置校における不登校生徒の解決率の向上（平成22年度12.7%⇒平成23年度24.4%）
- 配置校における教育相談体制の活性化（教職員とのケース会議150回、のべ参加教職員数514人）
- 小中学校間の連携強化（小学校支援対象児童 平成22年度41人⇒平成23年度61人）
- 関係機関との連携強化（関係機関とのケース会議 平成22年度88回⇒平成23年度106回）
- 平成22・23年度配置が終了した市町教育委員会によるSSWの継続配置(100%)

(2) 今後の課題

- 学校・家庭・地域・関係機関に対し、スクールソーシャルワーカーの存在や配置のねらい、及び業務内容等の周知をさらに図っていく必要がある。
- コーディネーター役の教員に情報が集約されるように、校内での情報共有の在り方を整え、スクールソーシャルワーカーの出勤日に即座に対応できるように学校のシステムを構築していく必要がある。

佐賀県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育支援体制を整備する。

(2) 配置計画上の工夫

県内16市町（20市町中）に17人のスクールソーシャルワーカーを配置し、配置されていない市町についても、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、県内全域で支援が受けられる体制を整備した。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

地域や学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために、市町教育委員会単位で情報交換や関係機関との連絡調整等を実施した。

(4) 勤務形態

1日6時間×週4日×35週の時間給非常勤を基本の勤務形態とし、一人当たりの年間勤務時間は原則840時間を上限とする（但し、複数の市町を兼務する場合は、1040時間未満を上限とし勤務することができる）。

(5) 職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

(6) その他

- ・県内16市町に17名を配置。
- ・夜間の対応も可能なように、H23年度から勤務形態を非常勤嘱託から時間給非常勤に変更した。
- ・主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、民生委員
- ・各市町から報告された生徒指導上の課題をもとに、課題の大きい市町に配置人数を増やすなど、重点配置を行った。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」（ビジョン）については、策定していない。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

市町からの情報提供をもとに、配置人数を決定したり、実情に合った人材を配置したりして、地域や学校の実情に応じた活用ができるようサポート及び連携を図っている。

また、スクールソーシャルワーカーの活用について、市町から質問があった場合、県内外の実践等を紹介するなど情報提供を行っている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

本事業の円滑な実施のため、市町単位や教育事務所単位で行う教育相談担当者会等の中で、スクールソーシャルワーカーの活用事例を紹介し、小中学校における不登校及び問題行動への対応や、児童生徒の抱える課題解決への対応の在り方等について情報交換を行い、より効果的な活用のあり方について協議を行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校（中学校女子）

改善事例の概要〈適応指導教室に通級していた生徒への対応事例〉

適応指導教室（校外）に通級していた3名の女子生徒を中学校登校へと促すことを目的とし、4月、中学校内に新規に復帰教室が設置された。スクールソーシャルワーカーは、まず、学校と協働で復帰教室のレイアウト（新たな壁紙張り、円卓・椅子・ソファ等セッティング）をし、生徒らの「居場所づくり」に専念した。その後、生徒らを復帰教室へと通級させるため、適応指導教室支援員と学校との橋渡しとして、常に情報交換、連絡調整等を担った。これら、学校、教育委員会、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーの連携により、徐々に生徒も学校生活に慣れ、秋から生徒は復帰教室へ自らの意思で登校するようになった。その結果、登校日数も前年度と比較すると大幅に増えた。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題（小学校男子）

改善事例の概要〈母親が仕事をしていなかった母子家庭への対応事例〉

母親が仕事をしておらず、金銭面の不安から、全般的に生活が安定していなかった。小学校1年生の児童は、学校への行きしぶりが見られ、学校での生活も落ち着きがなく、友だちとのコミュニケーションもうまくとることができなかった。スクールソーシャルワーカーが母親の就労支援を行い、仕事を始めたことで、生活が安定し始めた。すると、小1の子どもの学校への行きしぶりが改善したり、友だちがいなかったことが改善したりと子どもの生活も安定した。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度における不登校に関するスクールソーシャルワーカーの支援件数は234件で、そのうち95件が解決または好転している。また、家庭環境の問題に関する支援件数は133件で、そのうち61件が解決または好転している。このことから、スクールソーシャルワーカーによる支援は、学校での解決が困難であると言われる不登校や家庭環境の問題に対しても、好転の割合が高く、たいへん有効であると言える。

（2）今後の課題

スクールソーシャルワーカーの役割は大変重要であり、学校や市町教育委員会からのニーズにも応えている場面が多く見られるが、児童生徒の置かれている環境の問題は、複雑に絡み合っており、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上が必要となっている。

平成24年度から各教育事務所管内にスーパーバイザー的役割を担うスクールソーシャルワーカーを配置して、スクールソーシャルワーカーの資質向上とチームとしての支援体制の強化をはかる。

長崎県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

不登校対策プラン等各市町が独自に策定する生徒指導対策の中に、スクールソーシャルワーカーを意図的に計画的に位置付け、積極的な活用を図ろうとしている市町へ配置する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

各小中学校の実情を把握している市教育委員会に配置している。SSWと市相談担当で学校を訪問するなど連携を図っている。また、各市の関係機関において情報共有と役割分担を明確にしている。さらに、SSW活用事業の目的やその役割を周知することで、学校等の理解が進み、積極的な活用につながっている。

（4）勤務形態

原則として1日6時間で、週3日の年間35週を基本とする。（年間630時間）

※ 勤務の形態は、学校等の実情に応じて、県教育委員会と関係市町教育委員会が協議のうえ時間や日数等を調整する。

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調査
- ③ 学校内における組織体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動等

（6）その他

配置人数 7名（社会福祉士3 言語聴覚士1 元教職員2 元児童相談所職員1）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

24年度中に策定予定

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

県教育委員会は、職務内容を適切に遂行できる者を「スクールソーシャルワーカー」として選考、任用し各市教育委員会に配置する。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

11月に「スクールソーシャルワーカー活用連絡協議会」を開催した。各市の活用状況の報告やグループ協議をとおり、各市の優れた取組を共有することができた。

実施事業の充実と円滑な実施に努めている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ①不登校 ⑤友人関係の問題 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

●小学校時代から長期不登校となっているが、学校の訪問や電話での連絡にも保護者の対応がない。

- 【概要】①母親と本児の母子家庭である。家計が非常に苦しくライフラインが止まることもある。
- ②スクールソーシャルワーカーに相談があがる。
 - ③民生児童委員同行での家庭訪問を重ね、家庭の状況を把握する。
 - ④母親と面談をする。本児の不登校の要因が2つあると見立てる。
 - ・家庭的要因…経済的不安を抱えた母親には本児の不登校を改善するだけの余裕がない。
 - ・本児の要因…対人的緊張の強さや小学校時代にいじめられた経験から学校、人に対する不安が強い
 - ⑤支援計画を立てるためのケース会議を開催する。
 - ⑥支援目標を「家庭環境の改善を図る」「本児と外の世界のつながりを作る」の2点とし、各機関で役割分担をする。
 - ◆学校
定期的に家庭訪問をする。登校を促すことよりもまずは学校と母子の関係をつくることを目的とする。
 - ◆スクールソーシャルワーカー
母親支援を行う。福祉事務所を紹介し、環境を整える。スクールカウンセラーや市適応指導教室職員などと母子を仲介する。
 - ◆スクールカウンセラー
本児を支援する。本児の気持ちに寄り添い、徐々に外の世界に向かえるように働き掛ける。
- 【経過】①母親はSSWが紹介した福祉事務所へ相談に行き、生活保護を申請し、経済的な不安が軽減され、家事なども以前より行えるようになり、家の中が整理された。
- ②本児はSCと出会い、一緒に過ごすようになってから笑顔で話ができるようになった。
 - ③すぐには学校に登校できなかったのですが市適応指導教室に通級するようになった。
 - ④週に1回程度、学校の相談室に登校し先生や友人と会えるようになった。
 - ⑤高校へ進学し、元気に登校している。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① SSW活用事業における活動記録より（数字は、平成22年度→平成23年度を表す）
 - ア 訪問活動の回数が増加 ・学校（295回→627回） ・家庭（253回→368回）
 - イ 教職員等とのケース会議が増加 103回→261回
- ※配置した市教育委員会等の努力により、SSWの活用が各学校に浸透してきている。
- ② 配置した7市のうち3市は、本事業の有効性を実感し、独自予算により配置人数を拡充している。

(2) 今後の課題

- ① SSWの資質向上のための研修会、協議会の内容の検討。
- ② 配置市町の参考となる、SSW活用の指針作成。
- ③ スーパービジョン体制の構築。

熊本県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、SSWを配置する。

SSWは、関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策（以下「総合対策」という。）を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための活動を行う。

(2) 配置計画上の工夫

平成23年度は、県内10教育事務所に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を支援対象としている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

より効果的な支援活動となるよう、事案毎にスクールソーシャルワーカーと各教育事務所配置のいじめ・不登校アドバイザー、スクールカウンセラー（3教育事務所に配置）の連携とそれぞれの役割分担の明確化を図る。

(4) 勤務形態

1教育事務所等当たり、原則として1日6時間、週3～5日勤務とする。

(5) 職務内容

SSWは、所属長の監督のもと、主として次の内容などの調査研究を行う。

- ① いじめや不登校等の問題を抱える児童生徒に関する状況把握
- ② 学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築及び連携のための連絡調整
- ③ いじめや不登校等の諸問題についての事例対策検討会（ケース会議）の開催
- ④ 各関係機関等の連携による「総合対策」の構築 など

(6) その他

SSWの任用条件として、①精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、②ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。任用については、公募とし、県精神保健福祉士協会及び県社会福祉士会に周知等の協力を依頼している。平成23年度の任用者数は15人（精神保健福祉士5人、社会福祉士6人、両資格4人）である。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

県教育委員会では、文部科学省のSSW活用事業実施要領に基づき熊本県SSW設置要項を定め、事業名を「熊本県子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業」として設置要項及び実施要項を作成し、職務内容等を教育事務所、市町村教育委員会、学校に対し周知している。

また、教育事務所では、いじめ・不登校サポートチーム等の活用マニュアルを作成し、活用方法等を学校へ周知している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

教育事務所においては、市町村の教育委員会、福祉部局、県の福祉部局、病院関係者、学校関係者とSSW、担当指導主事等による地域連絡協議会。市町村教育委員会においては、福祉部局、病院、学校の関係者による連絡協議会やケース会議が行われ、地域のネットワークづくりを進めている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

県の連絡協議会を活用して、年3回のスーパービジョンを実施している。SSWの専門性の向上を考えると、さらにスーパーバイザー体制の充実を図るが必要である。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

家庭の経済問題や夫婦間の問題のこじれから、学校に登校できず、家庭内で不安定な状況になっているケースの子どもに対してSSWが関わり、社会資本を利用することにより、家庭環境が好転し、登校につながった。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題 ⑧教職員との関係の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

精神疾患を抱える保護者との対応について、専門的知識がないため学校は苦慮していた。SSWが保護者とつながり、さらに医療、福祉機関とのつながりをつくることができた。

4 成果と今後の課題

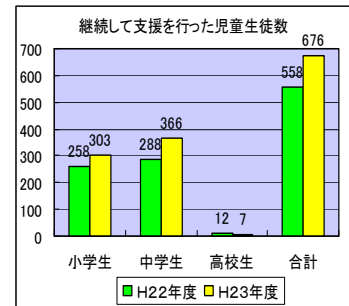
(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア SSWの役割や職務内容等について、市町村教育長会、校長会等への啓発が進み、平成23年度は平成22年度より継続して支援した児童生徒数が118人増加するなど、SSWへの支援要請が増えており、ニーズが高まっている。

イ 教師では対応が難しかった家庭の課題等について、SSWが、その専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、医療面、心理面等から的確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになった。

ウ 本県の場合、単県事業として、各教育事務所に、日常的な個別相談を行う「いじめ・不登校アドバイザー」を配置している。また、平成23年度は3教育事務所にスクールカウンセラー（以下SC）を配置した。SSWといじめ・不登校アドバイザー、SCが連携し、情報の共有化を図ることができた。教育事務所長のリーダーシップのもと、三者の連携及び役割分担ができ、保護者や児童生徒に対して、的確なアドバイスや支援を行うことができるようになった。

エ SSWの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。



(2) 今後の課題

ア SSWが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた児童生徒がおり、SSWへのニーズは高い。しかし、学校側がSSWに対応を任せっきりにするのではなく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、SSWが行う福祉的手法等について啓発を図る必要がある。

イ 国からの補助対象経費の減額が有り、SSWの活動時間を若干減少せざるをえなかった。本事業に対するニーズの高さを考えると、今後、都道府県等が申請した国庫補助対象経費が認められるような財源の確保を国へ要望するとともに、安定した事業運営のため、本県における財源確保の努力が必要である。

ウ 事象の複雑化に伴い、スーパービジョンの実施などスーパーバイザー体制の必要性を鑑み、必要に応じてスーパービジョンが実施できるよう活用の工夫を図っていきたい。

大分県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決を目指して、教職員、保護者を対象に指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等へ働きかけを行うために、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置する。

(2) 配置計画上の工夫

- ・市町村教育委員会や福祉事務所との地域連携が必要な2つの教育事務所に1人ずつ配置している。
- ・管内のすべての小中学校に巡回訪問を実施しており、特にスクールカウンセラーの配置されていない小学校等との連携を重視した連絡体制など工夫が図られている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・スクールソーシャルワーカーの業務と活用について、管内の学校を訪問し、周知を図っている。
- ・市町村教育委員会と連絡を取りながら、いじめ・不登校に悩む学校の状況を把握し、当該校への支援活動を行うようにしている。
- ・保護者あてのポスターを作成、配布し、窓口を身近なものにしようと努めている。

(4) 勤務形態

月に18日。1日7時間。

(5) 職務内容

- ・いじめや不登校などの指導及び支援に関すること
- ・学校における生徒指導の組織及び運営の諸問題に関すること
- ・子どものしつけ及び日常生活上の諸問題に関すること
- ・学校経営・学級経営や生徒指導・教科指導に関すること
- ・その他、児童生徒の健全育成及び非行対策に関すること

(6) その他

- ・配置人数：2名（教員免許）
- ・人材：教職経験が豊富で、相談業務に実績のある者。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ビジョン…児童生徒の日常生活及び学校生活の諸問題へ対応する教職員や保護者に対する支援。
- ・周知方法…管内小中学校の生徒、保護者宛に、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の紹介チラシを配布。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法など）

- ・市町村教育委員会担当者とSSWの定期的な連絡会議を実施している。
- ・管内小中学校を定期的に訪問し、SSWの活用についての説明や学校・地域の課題を把握し、具体的な支援策を作成できるように努めている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制

- ・年に2回、管内で「教育相談連絡会」を開催している。SSW、スクールカウンセラー（以下、SC）、当該校の教職員、市町村教育委員会設置の教育支援センター相談員、生徒指導担当指導主事等が参加するこの会は、単なる連絡会ではなく、当該校の状況に対する具体的な方策を専門的な見地から検討し、支援活動につなげていくことを目的としている。
- ・市町村教育委員会や学校の要請に応じて、教職員対象に児童生徒に対する効果的な生徒指導のあり方を学ぶ研修会を実施している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校（卒業生）

改善事例の概要

男子Aは、不登校状態で中学校卒業した過年度生で高2に相当する年齢である。精神疾患の治療のため入院を経て、退院後の社会復帰を促すため、本人の希望する高校進学を支援することになった。

中学校を卒業後、学校との関わりが薄くなったため、SSWが中心となって、関係機関と連携をとり、支援会議の開催や医師との連携を図りながら支援を続けた。

その結果、顕著な改善は見られないが、家族を含めた関係者が長期的な展望を持つことができ、継続的な支援が今も続いている。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

小3のBは、授業中に集中できず、友だちとのトラブルも多い。父子家庭で弟と祖父母の5人家族。

父親は、精神的に不安定で定職がなく経済的に困窮している。Bは、夜遅くまで起きて帰りの遅い父を待つことが多く、朝起きられないために欠席が増えていった。

SSWが学校訪問をし、Bの欠席理由を知り、福祉事務所の家庭相談員を随行し、家庭訪問するようになった。家庭相談員を窓口し、母子自立支援員や保健師、健康増進課などの支援を得て、父親の愛情がBの弟の方に偏っていることが、Bの精神的な不安定さの原因であることがわかった。

祖父母の協力も得ながら、父親がBにもっと関わるように励まし続けた結果、Bの表情も明るくなり、欠席や友だちとのトラブルも減少し、父親も次第に落ち着きを取り戻して野菜作りに励むようになった。現在も学校や関係機関と連携を図りながら、家庭環境の更なる改善を根気強く継続している。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・「相談、連携、支援」の3つの役割を持つSSWは、豊富な教職経験を活かした幅広いネットワークで学校、教育委員会、関係機関等を繋ぎ、児童生徒及び保護者の支援を図ることができた。
- ・家庭教育支援へのSSW活用のニーズが高まり、学校だけで解決できない様々な問題に対して、外部の専門機関につなぎ解決を図る機能が求められている。

（2）今後の課題

- ・SSWは、SCに比べ、学校や関係機関等の認知度が低い。これまでの活動実績や成果、効果的な活用等について、保護者や地域への周知が重要である。
- ・SSWとSCの役割分担が明確でなく、重なってみえる部分があるので、SSWの幅広いネットワークを活かした活動に重点的に取り組むことで、SCの役割との区別や協働を狙った取組の充実を図ることができる。
- ・SSWの更なる資質の向上を図るとともに、様々なケースに対応できるようスーパーバイザーの配置が望まれる。
- ・ケース会議における課題解決のための的確なアセスメントやプランニングのため、社会福祉や精神疾患等に関する研修に参加し、専門性を高める工夫が必要である。

宮崎県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

(2) 配置計画上の工夫

- 県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図れるよう、各教育事務所（中部・南部・北部）にスクールソーシャルワーカーを配置している。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- 配置については、市町村教育委員会及び各学校からの派遣要請を各教育事務所が受け、緊急を要する事案を優先的に、派遣を計画する。

(4) 勤務形態

- 1日あたり6時間、勤務日数を年間90日を基本とするが、特に必要があれば地域の実情等に応じた勤務形態とする。

(5) 職務内容

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 教職員等への研修活動

(6) その他

- 各教育事務所への配置人数
中部教育事務所（4名）・南部教育事務所（2名）・北部教育事務所（1名）
- スクールソーシャルワーカーの主な資格
 - ・ 社会福祉士
 - ・ 精神保健福祉士
 - ・ 中学校教諭免許状
 - ・ 高等学校教諭免許状
 - ・ 養護教諭免許状

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- 現段階では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を作成し、事業の趣旨、内容や実施方法を周知している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- 各教育事務所が管内の市町村教育委員会と情報交換を行い、各月ごとに配置校や派遣校を決定する。
- 各教育事務所で生徒指導に係る学校訪問を実施し、各学校のニーズの把握を行う。
- 各教育事務所において、担当指導主事とスクールソーシャルワーカーの情報交換会を実施し、支援状況についての把握と協議を行う。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- スーパービジョン体制については、実施していない。
- 研修体制については、県教育委員会主催の研修会（年2回）と各教育事務所において月1回の研修会を実施している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要<小学校6年生：不登校傾向から学校復帰>

- 小学校4年生より不登校傾向になる。不登校の要因として、本人自身の問題よりは母親の関わり方の問題が大きかった（母子家庭）。そこで、スクールソーシャルワーカーが母親への支援が児童の不登校の改善につながると考え、母親への支援体制を構築し、対応を行った。その結果、母親の精神的な安定が生徒への登校刺激を生み、学校復帰につながった。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要<中学校3年生：不登校傾向から学校復帰>

- 中学校に入学し、欠席が増え始め、中1の夏休み明けからは、完全不登校となる。学校の対応は家庭訪問が中心であった。そこで、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携を図り、対応にあたった。スクールカウンセラーが本人と保護者へのカウンセリングを通して、情報収集を行い、その情報をもとに、スクールソーシャルワーカーが関係諸機関への働きかけを行った。
その結果、生活改善を目的とした、児童相談所への通所等を経て、別室登校ができる状態まで改善が図られた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援件数に対する解決率（好転も含む）が、年々上がってきている。
平成21年度（48.9%） 平成22年度（49.4%） 平成23年度（72.5%）
- 上記の成果及び本事業の周知が図られたことによって、支援対象となった児童生徒数も増加している。
平成21年度（68人） 平成22年度（82人） 平成23年度（203人）
- 支援対象となった児童生徒数の増加は、本事業を通して、各学校の教育相談体制の充実が図られた結果だと思われる。

(2) 今後の課題

- 本事業のニーズの高まりに対して、人材の確保及び財源の確保が厳しい状況にある。より効果的な活用を図るためには、職務内容の明確化や研修の充実など、スクールソーシャルワーカーを取り巻く環境のさらなる整備が必要である。（「活動方針等に関する指針」の策定等）

鹿児島県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

(2) 配置計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村と合議の上、設定するようにしている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ア 県内の問題行動等の実態把握、スクールソーシャルワーカー活用事業の成果や課題の把握
- イ スクールソーシャルワーカーの配置のための予算確保

(4) 勤務形態

委託先の市町（16市町）で、勤務形態及び勤務条件は異なる。平均的な勤務条件は、次のとおり。
非常勤、週3日程度、年間100日、1日6時間

(5) 職務内容

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 福祉機関、警察等の関係機関、関係団体との連携・調整、ネットワークの構築
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- オ 教職員等への研修活動 など

(6) その他

- ア 委託市町のスクールソーシャルワーカーの人数（32人）
- イ 主な資格等（社会福祉士5人、精神保健福祉士4人、その他社会福祉資格3人、教職経験者18人、心理資格6人 ※重複あり）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ア 平成20年に策定したものを、23年度の事業リニューアルの際に大きく見直した。各市町へは、県の活動方針を示した上で、各市町の活動方針を策定してもらっている。
- イ 委託市町の教育委員会においては、広報パンフレットを作成し、各学校向けにスクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ア 県主催の運営協議会を年2回開催し、関係機関との連携や情報交換及び協議を行っている。また、委託市町との連絡を密にして、随時、情報交換を行っている。
- イ 委託市町の教育委員会においては、各市町ごとに運営協議会を組織し、年に1～2回の会議を開催し、関係機関との連携や情報交換及び協議を行っている。
- ウ 委託市町の教育委員会においては、広報パンフレットを作成し、各学校向けにスクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ア 県主催の研修会を年2回開催し、講師による講話やスクールソーシャルワーカー同士の研究協議等により、課題の解決や情報交換を行うとともに、資質の向上に努めている。
- イ 県では、大学教員や関係機関（児童相談所、精神保健福祉センター）代表者を運営委員に迎えて、研修会や連絡協議会での指導助言等をお願いしている。
- ウ 委託先の各市町では、スクールソーシャルワーカーの活用について優れた実践事例をもつ県内外の市町村への先進地視察や情報交換を行い、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に努めている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

家庭の経済的な問題に加え、入浴していない、衣服の洗濯ができていない、欠食が見られるなど、保護者の養育に問題がある児童に対し、家庭環境の改善を図るため、関係機関とも連携し、ケース会議を開催し、役割分担のもとに支援を行った。学校は、学級担任による朝食摂取の確認や制服の貸し出し、養護教諭による入浴衣服の管理など衛生面への働きかけなど、健康で衛生的な生活に対する支援を行った。

また、スクールソーシャルワーカーによる保護者や家族の状況把握をもとに、健康増進課の保健師による支援（家庭訪問、幼児への支援、育児指導、就職支援、家族計画の指導等）、福祉課による兄弟への支援（療育支援センター入所のための申告手続き支援）、介護保険課の支援（ヘルパー支援の導入、家事指導）、民生委員や主任児童委員の日常的な声かけ等により、家庭環境が改善され、児童本人も心身の健康が保たれるようになった。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要

小学校3年生の女兒Aは、それまで仲の良かった友達Bと関係が悪化し、そのことがそれぞれの母親にも波及してこじれてしまい、Bが不登校になった事例。女兒Aは、今年度から特別支援学級に通級することになり、Aの母親はそのことを受け入れられていない状況。Bの母親は、Bの不登校をAによるものと一方的に決め込んでいる。

スクールソーシャルワーカーが、両方の母親からこれまでの経過を聴き取り、エコマップを用いて問題を整理した。Aの母親には、カウンセラーと連携して、ピアカウンセリングを行うとともに、Aへの作業療法による成長を確認させ、不安を取り除いた。Bの母親には、困っていることや不安に思っていること、悩んでいることを表出させることで抱えている課題の焦点化を図り、Aの母親に対して謝ってほしいとの思いが焦点化された。

Aの母親がBの母親に謝罪し、話し合いを行い仲直りができた。そのことにより子どもたちの様子も改善された。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度に事業をリニューアルし、スクールソーシャルワーカーの報償費を統一するなどしたため前年度との比較は難しいが、特に次の点で成果が見られた。

ア 支援の対象となった児童生徒数。（598人）

イ 支援件数に対し、約37%の問題が解決または好転している。

- ・ 支援件数（691件）中、問題が解決または好転した件数（255件）

ウ 各市町の学校への周知により、教員のスクールソーシャルワーカーの役割や必要性についての理解が深まっている。

(2) 今後の課題

ア 委託市町が年々増えており、スクールソーシャルワーカーの役割についても、学校現場に理解されるようになってきている。今後、予算の関係からも委託市町が独自の動きができるようになり、実施していない市町へと拡充していくような方策が必要である。

イ 社会福祉士等の絶対数が少ないため、有資格者をスクールソーシャルワーカーとして活用することが難しい現状がある。また、準ずる者の資質向上を図るための研修会の持ち方を検討する必要がある。

ウ 国庫補助額が減額となり、委託市町は増えているが、スクールソーシャルワーカーの活動回数や時間数が減少している。

沖縄県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待などの児童生徒の指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備することにより、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

県内の各教育事務所へ配置し、市町村教育委員会の要請に基づいて学校へ派遣する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

SC等他の相談員や関係機関との連携を図る。

（4）勤務形態

1ヶ月に16日以内、1日6時間勤務。

（5）職務内容

- ①問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内における組織体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

（6）その他

- ①各教育事務所に1～3名の合計11名を配置。児童生徒数の多い地区には複数配置している。
- ②資格等
 - ・ 社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者
 - ・ 教育及び福祉の両面に関し専門的な知識・技術を有する者
 - ・ 教育又は福祉の分野において活動実績等がある者

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ 沖縄振興計画『沖縄21世紀ビジョン基本計画』に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に広く周知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 教育相談員等連絡会において、情報交換を行い連携の強化を図っている。
- ・ 学校、関係機関（市町村児童家庭課、青少年センター、適応指導教室）等への訪問を通して、実態を把握し、ケース会議を開催している。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ①社会福祉士及び精神保健福祉士を有する大学教員2名が各地区において年2回の研修を実施。
- ②スクールソーシャルワーカー連絡協議会において、年2回の研修を実施。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ②いじめ（丁寧な対応）

改善事例の概要

児童のいじめ問題に関して、学校関係者（校長・教頭・教務主任・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭）、加害者・被害者の保護者、子どもと親の相談員・スクールソーシャルワーカーが一堂に会しての話し合いを行った。スクールソーシャルワーカーが、話し合いのとりまとめ役として会を進めた。双方の意見を出させながら慎重に会を進めることで、円満な解決を図ることができた。

一時、児童は不登校に陥る兆候がみられたが、学級担任と共に定期的に家庭訪問をし、児童との繋がりを途絶えさせないようにした。また、地域にある児童家庭支援センターの心理療法士との面談を設定し、児童の心のケアを施すことができた。更に学校関係者、児童家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーが連携を取りながら、児童の学級での居場所づくりや友人関係の構築等に努めた。

早期発見・早期対応の視点で児童に関わる様々な立場の者が、いじめ問題解決に向け「丁寧な対応」を心がけた結果解決した事例である。

【事例2】 ②いじめ（保護者との関係構築）

改善事例の概要

児童は「誹謗中傷のいじめ」を受け不登校状態に陥った。学校は母子に対し、継続的なS C面接や母親の登校支援及び就学時間の付添を提案した。母親は半年にわたり学校の提案に従ったが、状況は改善されず母親自身の疲労に加え、いじめ問題や不登校の解決を家庭に求めた学校に対して、不信感を募らせていた。

そこで、SSWは、母親に対し、母子の関係改善と学校との関係形成等について支援を行った。その結果、母親と学校との信頼関係を取り戻し、学校と連携しながら児童を支えることにより、問題改善に向かった事例である。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 不登校児童生徒の対応として144人に支援を行った結果、107人（74.3%）の問題が「解決」若しくは「好転した」。
- いじめの対応として17人に支援を行った結果、16人の問題が「解決」若しくは「好転した」。
- 関係市町村教育委員会や学校並びに多くの福祉関係機関等に対し、当該事業の理解を図ることができ今後の連携が図りやすくなった。

(2) 今後の課題

- SSW資質向上ため、県の支援体制の強化が必要である。
- 学校現場からSSWに対する要請が増加しており、SSWの増員及び有資格者の確保が必要である。

札幌市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等について、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

(2) 配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを5名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣要請があった場合など、必要に応じて市立学校に派遣する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

教育委員会に「学校支援相談窓口」を設置(担当者：指導主事3名、セラピスト1名、SSW5名)して、学校支援相談窓口に寄せられる校長からの相談などに対して、状況を検討し、改善のためにSSWによる働きかけや調整が必要と教育委員会で判断した場合に派遣する流れをとっている。

(4) 勤務形態

一人年間180時間（1回3時間×週2回×年30週を基本とするが、要請に応じて不定期に活動）

(5) 職務内容

- ・問題を抱える児童生徒がおかれた様々な環境の問題への働きかけ
- ・福祉機関等の関係機関・団体とのネットワークの構築、連絡・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員への研修活動等

(6) その他

社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有するもののほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・経験を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者等のうち、職務内容を適切に遂行できる者を5名選考して委嘱。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

※未策定・検討中

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

学校からの相談を「学校支援相談窓口」で受け付けて対応についての助言等を行うとともに、必要に応じてSSWを派遣している。学校からの相談は各学校を担当する指導主事に寄せられ、学校担当指導主事から「学校支援相談窓口」に伝えられることが多いが、学校が「学校支援相談窓口」に直接相談することもでき、そのための専用電話回線も用意している。また、特別支援巡回相談員が学校に巡回訪問した際に把握したケースの報告を「学校支援相談窓口」が受けて対応をする場合などもある。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・5名のSSWのうち1名をスーパーバイザー兼務とした。
- ・スーパーバイザーが必要に応じてケース対応に関する助言を行う他に、SSW全員が集まるミーティングを月例で行い、事例交流等の研修を行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

<家族構成> 母、長女、長男（当該生徒・中3）

当該生徒は中2から不登校傾向。3年になり、週1回弱のペースでの登校。SCの面談は受けるが、教室には入らない。休みが続いていることなどから他の生徒と会うことを拒絶。母親は学校からの連絡に応じないことが多い。

→学校は対応に苦慮し、SSWを派遣することになる。

- ・母親からSSWによる支援についての了解が取れて、家庭への訪問を開始。
- ・区の家庭児童相談室および保護課等の関係機関と連絡を取り、家庭環境改善のための連携体制構築を図る。
- ・訪問の過程で本人の進学への意欲、学習への意欲を確認できたが、通常の登校に対する拒絶感は強い。
- ・SC面談、別室登校を週1回程度継続するほかに、フリースクールへの通級も検討し、SSWが同行見学等を行うが、通級の交通手段や経済的な理由のため継続的な通級にはならなかった。その後、相談指導学級へ通えるようになる。
- ・進学志望高校が本人の気持ちとして定まり、学習への意欲向上。学校のテスト等にも出席する。
- ・今春志望高校に合格し、入学以来登校。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題、⑧教職員との関係

改善事例の概要

<家族構成> 父、母、長男(小4)、長女(小1)

母親が子どもの友人間のトラブルやそれに対する学校の対応について不満を持ち、相手児童および保護者に対する誹謗や教員に対するクレームを電話等で学校に訴える等の行動を取るため、学校は対応に苦慮。学校に行かせられない等の内容を教育委員会等の関係機関に電話で訴えることも多い。

- ・直接母親に対応するほかに、母親の複数の相談先と情報を共有。母親の相談役、学校との調整役、翻訳員的な役割などをしながら、学校に対して、母親の個性への理解と対応のポイントを伝える支援を実施。
- ・学校と母親とのやり取りが円滑になるにつれて、SSWは後方からの支援にシフトしている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校が家庭と連携を図ることが困難で、対応に苦慮している事例に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として手腕を発揮することで、長期間学校とかかわることができなかつた児童生徒や保護者とかかわることができるようになるなど、問題の解決へ向けて有効に学校を支援することができた。
- 平成23年度においてSSWが対応したケースは合計115件であり、前年度の60件から大幅に増加した。SSWを増員（平成22年度の3名から2名増）したことで、学校からの要請の増加にも一定程度対応することができた。
- 対応に苦慮している学校に対し、対応の仕方等についてスクールソーシャルワーカーが教職員へ助言することにより、校内における有機的な支援体制の構築を図ることができた。また、学校が、今後どこと連携を図っていけばよいか分かり、学校の不安や心配を軽減することができた。

(2) 今後の課題

- 困難事案を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの派遣によって問題がすぐに解決することを期待するが、状況の改善には時間を要することが多い。スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的なかわりを継続することが基本であることなど、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割や活動についての理解を求めていく必要がある。
- 支援が必要な家庭とのコンタクトは遅い時間帯になることが多く、勤務時間が不規則になっている。
- 学校現場にスクールソーシャルワーカーの役割が浸透するにつれて要請が増えており、増員した体制でも対応時間が予定を大幅に超過している現状である。今後さらに人数や活用時間を増加する必要があると考えられる。

川崎市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられる。よって問題解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し児童生徒の支援ができる、スクールソーシャルワーカーを配置する。

（2）配置計画上の工夫

現在、5名のスクールソーシャルワーカーをそれぞれ川崎、中原、高津、多摩、麻生の各区役所こども支援室内に区・教育担当の一員として配置する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

学校からの要請を受け、調整の上5人のスクールソーシャルワーカーで7行政区を担当する。各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてその専門性を生かし、総合的なこども支援、学校支援等にあたる。

（4）勤務形態

週4日、昼食時間を含み9時～17時までを勤務とする非常勤嘱託職員

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 各種相談関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整
- ③ 学校内における支援チーム体制構築への協力
- ④ 保護者・教職員等を対象とした研修活動への関わり

（6）その他

社会福祉士等福祉の専門家をスクールソーシャルワーカーとして5名を配置（平成24年度は6名に拡充）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

SSWの設置要綱にもとづき、本市の総合計画における位置づけをし、計画的に配置を行っている。合同校長会において、事業説明を行い周知を図っている。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

市教委学校教育部、区・教育担当を中心に各学校への訪問支援等を通してニーズを把握するとともに、各学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーを各学校へ派遣する。また、教育委員会事務局、区・教育担当のほか関係機関との定期的な連絡会を開き、情報の連携を進める。情報の連携を図るとともに、児童生徒及び保護者に対して有効な支援を実施するために行動連携を進める。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

スクールソーシャルワーカーは自己研修のほか、大学教授等の専門家を講師に招いての研修会によって技量を高める。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①その他

改善事例の概要〈小学6年生男児ケース〉

(経過)

小学5年生の秋より教室に入れなくなり、登校をしぶるようになった。また、対人関係が適切に取れずトラブルが多い。あわせて保護者の困り感が伝わってこないことも心配であると、学校より対応の依頼があった。そこで、スクールソーシャルワーカーとしての支援を開始する。6年生への進級を境に教室に入れるようになり、母親が本児の発達について相談機関に動き始め、学校が助言をいただける関係機関と連携が取れるようになってきたことから、支援を終了する。

(登校しぶりの要因)

クラス内外での対人関係が以前より困難な状況にあったところで、一つのトラブルが引き金となり登校しぶりに至ったと考えられる。また、本児のコミュニケーション能力を理解し、配慮した上での対応が家庭、学校において取られていなかったことも影響していた可能性がある。

(スクールソーシャルワーカーの対応)

面談や観察を行う中で見えてきた課題の整理を行い、それぞれの立場での役割が機能するよう、支援、連携、関係調整を行った。まず母親については、学校に伝えにくい困り感をSSW面談で出していただき、寄り添いながら課題について一緒に考え、家庭で本児にゆとりを持ってかかわれるよう働きかけた。また、子育て上の悩みを伺いながら、本児自身が困っているという視点への気づきを促し、本児が支援を受けられる相談機関について情報提供を行った。学校については、本児の特性を理解した上での対応の必要性を伝え、具体的な対応の助言については養護学校の地域支援コーディネーターに依頼し、専門的な見地からのサポートを学校が受けられるよう連携した。また、家庭と学校が協力し合える関係になるよう、互いの頑張りや想いを代弁し、関係調整を行った。

(解決に至った要因)

登校しぶりの初期には、母親が学校の対応の不備を指摘する思いが先行し関係がぎくしゃくしていたが、次第に協力体制が築けるようになったこと。また、家庭と学校それぞれの立場で本児の困っているところを理解し、家庭は相談機関へ動き、学校は対応の助言を得られるようになったことで、本児の登校しぶりの改善につながったこと。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

これまでの成果

児童生徒が置かれている様々な環境に対し、効果的な支援、相談体制が整備されつつある。

○相談実績 (2011. 4月～2012. 3月末)

◇対応学校数90校 対応児童生徒数262名 (述べ対応数 938回)

◇主な支援内容 発達障害399件、不登校176件、家庭環境109件、その他254件

◇連携機関 保健医療関係256件、福祉関係183件、教育センター等47件、その他95件

(2) 今後の課題

◇SSWの人材確保、育成のための研修制度の工夫や財源が必要である。

◇SSWの効果的な活用について、各学校への周知を進める。

横浜市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒が置かれた様々な環境の問題（学校、家庭、地域等）に対して、福祉に関する知識や技術を用いて働きかけ、校内ケース会議での提言や校内体制づくりの支援、児童相談所、区役所など関係機関との連携・調整を行うことなどにより、学校における課題への迅速な対応力と課題解決力の向上を目的としている。

（2）配置計画上の工夫

教育経験者（校長OB）と社会福祉の専門家がペアで配置されることにより、困難な事例に対してより多面的な見方及び支援ができるようになるとともに、学校に対してスムーズに支援を行うことができる。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

平成24年4月にスクールソーシャルワーカー活用の手引きを全校発信するとともに、校長会や各種協議会（児童支援専任・生徒指導専任協議会等）を通して活用方法を発信してきたことで、徐々に学校が活用できるようになってきている。

（4）勤務形態

市嘱託職員（週4日勤務）

（5）職務内容

- ・児童生徒と家族、友人、学校、地域等の環境との関係における問題点を見立て、それらへの学校の働きかけを支援
- ・学校が様々な関係機関や人と協働して問題解決にあたるためのネットワークを構築し、相互に連携し、調整できるよう支援
- ・校内ケース会議に参加し、校内チーム支援体制の構築を支援
- ・学校からの相談を受け、問題を整理するとともに、連携が必要な関係機関への情報提供
- ・必要に応じ、保護者等から直接ニーズを把握したうえで、活用できる関係機関の情報を提供
- ・学校等から要請を受けて、教職員や保護者等への研修活動の実施
- ・学校と協働して問題解決にあたることにより、学校が自らの課題解決力を高めることへの支援

（6）その他

- ・配置人数
8人 4方面（東西南北）の各学校教育事務所に2人ずつ配置
- ・採用の資格
社会福祉士・精神保健福祉士・小中学校教諭で児童生徒指導に専門的知識及び経験を有する校長OB

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・平成24年4月にスクールソーシャルワーカー活用の手引きを全校配付

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・平成26年度までに全校配置予定の児童支援専任教諭との連携
- ・平成24年度は、平成22年度児童支援専任配置校に順次訪問してケースの相談、ケース会議の実施

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・スーパーバイザー等が定例会で助言
- ・児童相談所での研修会（年3回）、専門家講演会（年9回）に出席、定例会（年10回）においてスーパーバイザー等による研修会の実施

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 改善事例の概要

小学校6年生、中学校2年生の姉妹。姉妹は小学校低学年の頃より不登校状態が継続している。家族は、実母と継父との4人、生活保護を受給している。実母は精神科病院に通院加療中、継父はアルコール依存状態。父母は、暴言などの夫婦喧嘩が絶えないが、各学校に姉妹を登校させたい願いを持っている。児童支援専任教諭と生徒指導専任教諭が、登校支援をしても、登校状況が変化しない。

短期目標としては「①学校間で協働し、家庭と連絡を取り合い、家庭状況と姉妹の思いを把握する。」「②姉妹の行動範囲を地域へと広げ、視野と体験を豊かにする。」を設定し、長期目標としては「①約束した登下校の時間を守り登校し、プログラムに基づいた基礎学力を習得する。」と「②妹には中学校の進学に備え、不安の軽減を支援する。」を設定した。

支援策として、①教育総合相談センターのハートフルフレンドなどの支援導入の検討、②学校間での連絡体制を整え、登校の受け入れ準備、③福祉保健センターへ通告し情報共有及び、家庭へのサービスの体系化等を行い、不登校状態が徐々に改善していった。

【事例2】 ④児童虐待 改善事例の概要

小学1年生男子児童、母子家庭。母親は昼夜二つの仕事を掛け持ちしている。本児は衣服が汚れたり、食事が与えられていなかったりすることもある。母親は学校のカウンセラーと一度面談したことがある。学校は児童通告したが、児童相談所は、対応する段階ではないと判断している。本児は暴力行為や万引き等を繰り返している。

短期目標としては「①本児の栄養面・衛生面を改善できる。」「本児が万引きをしたり他者を傷つけてしまったりしないようにする。」とし、長期目標としては「①母親の負担が軽減され、適切な養育ができるようにする」「②本児が安心・安定した学校生活を送り、健全に成長できる環境を整える。」を設定した。

支援策としては「①区役所との連携や地域資源の活用による母親の養育の実態把握」「②学校と母親及び本児との信頼関係の構築による本児の問題行動の改善」等を行ったところ、区福祉保健センターによる家庭への支援が開始され、学校での問題行動は激減した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度は、学校への訪問回数210件、ケース会議数は97回、関係機関とのケース会議は46回になり、学校と関係機関との連携が図られ、ケースの状態の改善が図られた。

(2) 今後の課題

- ①学校数に対するスクールソーシャルワーカー数の不足
- ②要請のタイミング（かなり重篤になってから要請するが多い）等、活用方法の一層の周知

相模原市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動の背景には、心理面の他に、家庭や友人、地域等の環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられ、その解決には、ケースに応じた組織的な対応が必要とされている。

そこで、本市では、課題のある事態の改善が図られていないケース、学校や関係機関とのつながりが取られていないケース、様々な要因から関わられていないケース等に対して、福祉的側面からの働きかけや支援を行うことを目的とし、平成23年度から2名のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置した。

（2）配置計画上の工夫

青少年相談センターに2名のSSWを配置し、学校からの要請を受けてケース支援に加わる。担当エリアを分担し、市内全域を2名で担当した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

月に2回程度、所内で支援方針を検討する時間を設けた。この所内方針会議は、所長、担当課長、SSW担当指導主事、SSWで組織している。

（4）勤務形態

1日の勤務時間は7時間30分で、週4日の勤務。2名とも青少年相談センターへ配置。

（5）職務内容

- ・情報の収集や整理（包括的なアセスメント）
 - ・学校が主催するケース会議への参加
 - ・家庭と学校、関係機関とのつなぎ役
 - ・必要に応じた子どもや保護者への直接支援
 - ・校内支援体制の構築や支援
 - ・学校現場への福祉的視点の導入
- 等

（6）その他

- ・配置人数は2名。
- ・応募資格は、「社会福祉士や精神保健福祉士の資格、教員免許などを有する者で、教育や福祉の分野において活動経験がある者」とした。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・導入初年度であったため、説明用リーフレットには次のような内容を盛り込んだ。
 - 基本姿勢、予想されるケース展開と成果、派遣までの流れ、カウンセラーとの役割の違い等
- ・説明用リーフレットは、校長会や児童生徒指導担当者会議などを通じて、各校や関係機関へ発信した。また、年度末には、平成24年度に向けて「SSW活用の手引き」を作成した。

（2）学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

SSWの派遣依頼については、各校からの要請を基本としているが、毎月各校から提出される欠席状況等通知書や、学校担当カウンセラー、関係機関などからの情報をもとに、当センターで支援が必要と判断した場合、当センターから学校へ相談するというルートもある。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・1年目はスーパービジョン体制の整備ができなかったため、平成24年度からの実施に向けて準備した。
- ・資質の向上を目的に、本業に支障のない範囲で、本市福祉部局主催の研修会への参加を認めた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校（福祉部局やS Cとの連携）

（1）事例概要

- ・子どもの状態：中学校の男子。1人で家にいるか、小学校時代の友達のところへ遊びに行く。登校できていた頃も、適切なコミュニケーションが苦手であった。
- ・家庭の状況：父子家庭。父は仕事で朝から晩まで不在がち。
- ・学校も児童相談所も、なかなか父親と連絡がつかない。

（2）主なS S Wの対応・支援

- ・児童相談所の担当ワーカーと連携を図り、当該生徒や父親の見立てや目標立てを行う。
- ・学校や関係機関と共に、本生徒への適切な支援策を考え、S S Wは学校の後方支援と、関係機関との連絡・調整役を行う。

（3）その後の状況

- ・担任をはじめ、当該学年の全教員とS Cが同じ歩調で支援を行うことにより、別室登校を開始し受験勉強に取り組んだ。
- ・本人の第一志望校であった公立高校に合格した。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題（福祉部局や医療との連携）

（1）事例概要

- ・子どもの状態：小学校の女子。リストカット行為や授業離脱。
- ・家庭の状況：母子家庭、生活保護家庭、母のパニック障害。

（2）主なS S Wの対応・支援

- ・母親との面談を行い、母親の状態を把握した上で、対応方法について支援する。
- ・本児との面談を行い、本児を医療へ繋ぎ、医療連携を図る。
- ・こども家庭相談課や生活支援課との連携を図る。

（3）その後の状況

- ・リストカット行為や授業離脱は見られなくなる。
- ・新たに深夜徘徊等の問題が発覚している。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校だった子どもが登校できた、連絡が取れなかった家庭と連絡が取れるようになった、子どもや保護者がS Cや関係機関とつながった等、年度末までに事態の改善・好転が図られたケースは、全53ケース中、18ケースであった。
- ・教職員に福祉的視点加わり、子どもを取り巻く環境を理解したうえで、多面的に子どもを見ることができるようになってきている。

（2）今後の課題

- ・本市S S Wの役割について、学校や関係機関へ、さらに周知を図る。
- ・平成24年度からのS S W1名増員にあたり、より効果的なS S Wの活用方法について検証を行う。
- ・平成24年度から、S S Wの資質や力量向上を目的に、年4回、大学教授のスーパーバイズを受けられるようにする。また、月に2回程度、S S W同士による情報交換の場を設定する。

新潟市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、非行等、緊急度の高い生徒指導上の諸問題について、児童生徒、学校、保護者等に具体的な支援や働き掛けを行う。

(2) 配置計画上の工夫

- ・教育委員会学校支援課生徒指導班スーパーサポートチームとして配置する。
- ・学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・新規受理ケースについては、相談内容、緊急性を考慮し、ケース担当者を決定、すぐに派遣する。
- ・基本的には、巡回型とし、必要に応じて、派遣型とする。

(4) 勤務形態

- ・一日の勤務時間は、6時間(10:00～17:00)、昼休み1時間を原則とする。
- ・1週27時間 × 52週 勤務。年間1400時間。 ※ 1時間 2300円。

(5) 職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関とのネットワークの構築並びに連携及び調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

(6) その他

- ・配置2人(女性 1名、男性1 名)。
- ・主な資格 女性(認定心理士、社会福祉主事任用資格)、男性(社会福祉主事任用資格、教員免許)

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)の策定とその周知方法について

※ビジョンには盛り込まず

○周知方法

- ・4月に、「生徒指導支援ネットワーク会議」を実施。全市立小・中・中等・高等学校長及び生徒指導主任の参加を要請し、その際に、SSWの取組や派遣要請の方法についてアナウンスをする。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について(各学校のニーズの把握方法等) <24年度>

- ・教育委員会学校支援課生徒指導班は、次の10名で構成されている。
 - 課長補佐(総括指導主事)1名(割愛教員) ○指導主事3名(割愛教員)
 - ◎SSTチーフアドバイザー(指導主事)1名(退職教員)
 - ◎SSTアドバイザー3名(※SST=スーパーサポートチーム)
 - ◎スクールソーシャルワーカー(以下SSW)2名(女性2名)

事例に応じて分担して、SSWが各事例への働き掛け、支援を行っている。学校からの要望により、チーフアドバイザーを中心に◎の6名で学校現場に出向くことが多い。

緊急度の高い事例、集中的にかかわった方がよい事例、保護者・家庭への働き掛けが必要な事例について、SSWが迅速に対応することができるような体制を作っている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

必要に応じて、SSTチーフや指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、抱えている事例への対応について、相談・助言をしたり、ケース会議を開いたりしている。

研修については、市の教育相談関係機関連絡協議会や県主催の全県サポートチーム連絡協議会に、指導主事とともに参加している。今後予算化し、各種研修に参加できるような体制を整えたい。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑦家庭環境の問題（小学校2年。父から母へのDVにより施設非難。母の不安定。母から児童へのネグレクト虐待、本児は多動）

改善事例の概要

①家庭環境

父から母へのDVにて小1の本児が110番通報して母子は保護される。妹、母の3人。

現在、保護施設暮らし。スタッフの協力が不可欠。母は不安定で通院中。養育能力低く、福祉関係は「虐待ケース」として関わる。

② 支援内容

- 福祉が中心になり、チーム支援（児童相談所、保健師、民生委員、施設職員）。定期的にケース会議。
- SSWの活動
 - ・学校からの依頼で母子面談を複数回行い、医療機関を受診するようすすめた（今まで、福祉関係者では、つなげられなかった）。医師との連携をはかる。
 - ・毎日接する施設職員と、情報を共有し、医師とつなぐ役割。

③ 支援後の経過

- 母親が本児の主治医（男性）の話に耳を傾けるようになり、自分自身の問題も相談できるようになった（DV被害により男性恐怖症なので、大きな進歩）。それによって、母親が安定し、子どもの問題行動も軽減してきた。
- 本児だけの問題ではなく、母親の支援が重要なケースであり、関係者のチーム支援が成果をあげた。

【事例2】 ⑥非行・不良行為（中学校3年。家庭環境要因もあり。）

改善事例の概要

① 家庭環境

父、母、祖父母、妹、Bの6人。母親は妹を産んでから数回家出を繰り返す。理由は、姑との問題と家事育児能力の限界。父は仕事が忙しいと朝早くから夜遅くまで不在。時々、Bの問題行動を聞き、暴力で押さえつける。Bは友人たちを部屋に引き入れ、妹とも交流させ悪影響を与えていた。

② 支援内容<SSWの活動>

- 学校からの依頼で本人面談、母親面談を行う。地域のST（サポートチーム）も活用し、地域での見守りも行う。家庭環境調整をはかる。
- 非行行為のため、警察関係機関とも連携。また、妹の小学校とも連携し、妹の問題行動にも対応。児童相談所ともBと妹の両方のケースとしてつなげる。
- SSWの面談は卒業まで行う。児童相談所も家庭訪問して環境調整をはかる。

③ 支援後の経過

- 母は家に戻り、Bのために頑張ると無事卒業式を迎える。進路決定して進学。
- 妹は、問題改善のため、専門施設に入所。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校等への出勤回数 (回) 対象者 ケース会議

22年度	23年度	24年度 4~6月	対象者			教職員ケース会議	
			小学校	中学校	高等学校	回数	ケース件数
428	399	72	41人	85人	1人	371回	68件
			44人	96人	1人	313回	87件

不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待、非行・不良行為、家庭環境の問題、発達障がい等にかかわる問題等、多岐にわたる事例に活用した。特に、緊急度の高い事例、関係機関との連携が必要な事例、家庭環境への働き掛けが必要な事例について学校現場からの派遣要請が多い。

(2) 今後の課題

- ・他の教育相談機関やカウンセラーとの連携の在り方、及び効果的な役割分担の方法。
- ・学校の自助能力を高めるためにも、SSWの支援目標をどこに置き、どこまで、どうかかわるのか等についても検討していく。

静岡市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「欠席、遅刻、早退が目立ち始めた」「基本的な生活習慣が乱れ始めた」「集団にうまく溶け込めない」「言動が粗暴、情緒不安定」など、学校生活において様々な問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、福祉的な視点や手法を用いて問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

(2) 配置計画上の工夫

- ・市内12支部のうち10支部に各1校ずつ単独校として小学校10校を定め、SSW5名で対応した。
- ・単独校以外の派遣対応時間（総140時間）を各支部に10～12時間ずつ分配し、支部内におけるSSWの有効活用を図った。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・各単独校にて既存の校内組織を活用した校内ケース会議を定期的を実施することで、各ケースの進行管理を行い、教職員へのSSWに関する技能習得を図った。
- ・SSWが児童生徒を見たてるために必要な情報として、指導要録の閲覧や授業参観等の機会を設定した。

(4) 勤務形態

- ・単独校への勤務は、週一日（6時間）、年間35週とした。また、派遣要請対応については、学校からの要請を受け、支部ごと分配されている時間内で適宜勤務することとした。なお、勤務日、一日の勤務時間などについては、実施要項の範囲内で弾力的な運用を可とした。
- ・学校への勤務の他に、要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加した。

(5) 職務内容

各々の子どもの支援に関わる教職員がSSWも含めてチームを組み、子どもに関する様々な情報を収集・共有することにより、背景や原因を分析して問題の総合的な見立て（アセスメント）を行い、対応の目標設定と役割分担による具体的な支援計画（プランニング）に基づいて、チームで問題解決を図った。

(6) その他

配置人数…5名（1名はスーパーバイザーを兼務）

SSWの主な資格…社会福祉士及びそれに準じる資格を有する者を任用した。

工夫点…年度初めに、毎年変わる各単独校へ指導主事が訪問し、全職員に事業概要を説明する場を設けた。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・静岡市SSW活用事業実施要綱に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には、趣旨・事業の実施方法（教育委員会、単独校、派遣校、コーディネーター担当）・SSW配置計画を盛り込んだ。
- ・教職員にSSW活用事業の普及・啓発を図るため、市教委学校教育課所管事務説明会や生徒指導担当者会等で実施計画書を配付して説明した。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・第2回SSW連絡会議には、単独校のコーディネーター担当職員の出席を要請し、各校での活用方法について情報交換する場を設けた。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・SSW連絡会議を年間4回（4月、7月、12月、3月）開催し、その中で研修の機会を設けた。また、各SSWが日頃の活動内容を報告する時間も設け、その時点でのスクールソーシャルワークにおける成果と課題を明確にし、スーパーバイザーよりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・月に2日、スーパーバイザーが本課に出勤する日を設け、各SSWが進行中のケースワークについて電話等で必要なスーパーバイズをってもらう時間を設けた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ④児童虐待（ネグレクト） ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要〈多子で、養育力が低く、子供が不登校傾向にある家庭への支援〉

- ① 問題の概要…本児3人が不登校傾向。生活保護家庭で、両親の養育力が低く、登校を促せない。学校との連携が図りにくい。引きこもりの姉と甥を含め、多子世帯。動物を飼っており、家の中は掃除が行き届いているとは言えず、衛生的にも健康的にも子育てによい環境ではない。
- ② SSWの関わり…両親や子どもたちと出来る限り対話し、コミュニケーション経験を育んだ。学校には、関係機関と情報交換を絶やさぬように促した。また、学校と関係機関とのケースネット会議の開催を支援した。（参加機関；在籍校、中学校、保育園、生活支援課、家庭児童相談室、生活支援課、保健センター、学校教育課）
- ③ 改善状況・課題…SSWとの面談を通して、家庭の行政への壁が少し低くなり、家庭訪問の際、いろいろな悩みをそれぞれが来訪者に訴えることが多くなった。しかし、低学年児2名の登校状況が改善されておらず、両親が出勤前に登校できる体制づくりを思案したい。また、登校している高学年児1名については学力面で困難さが際だっているので、本児を生かせる場面の工夫を考えていきたい。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要〈複合的課題を有する母子家庭の母親への子育て家庭支援〉

- ① 問題の概要…低学年女兒。母子家庭。本児の排泄に関する出来事をきっかけに母親と面接した担任より、母親の抱えているさまざまな問題が母親を追い詰め、母子関係に影響を及ぼしているとの懸念が呈示され、母親支援としてSSWへの介入依頼に至る。
- ② SSWの関わり…過酷な生育歴、家族状況のなかで生き抜いてきた母親自身の苦悩を共感し、その生き様を肯定し、母親のペースでの課題解決のための取組を支持した。また、親子面接を行い、母子関係の親密化を図った。学校、公民の関係機関に対し、母親の思いの代弁行動を行い、機関連携を促進した。（居宅介護支援事業所、高齢介護課、家庭児童相談室、生活支援課、民生委員、母親の勤務先、児童クラブ）
- ③ 改善状況・課題…学校及び関係機関の役割分担により、母親の有する複合的課題が改善され、安定した母子関係を築けた。母親が問題を一人で抱え込むことなく他者に甘えることができ、自らの生活、仕事、生き方に対し自己肯定感を高め、未来に希望を見出せるようになった。今後は、母親の心理的支援を誰がどのように継続するかと、機能不全家庭で育った母親自身が根底的に抱えているであろう心的外傷体験に対する長期的支援のあり方が課題。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・単独校が8校から10校に増え、派遣要請対応時間を140時間設定したことで、支援ケースも335件と増加した。これらのケース改善を図るために、関係機関が出席したケースネット会議を56回、教職員のみで行う校内ケース会議を772回実施した。
- ・校内ケース会議が数多く開かれたことで、校内指導体制の整備を図ることができた。また、関係機関との連絡調整が必要なケースは、福祉機関59件、校外教育機関56件、医療機関19件、警察関係17件と、適宜連携を図ることができた。
- ・SSWが単独校に年間210時間勤務したことで、教職員がケース会議のやり方や外部機関との連携方法、家庭環境、成育歴、発達障害の可能性などを幅広い視点からアセスメントする方法などについて学ぶことができた。

(2) 今後の課題

- ・問題を抱える子どもたちの支援体制の充実を一層図るため、単独校数及び派遣対応時間数の増加、組織的な校内生徒指導体制の充実及び関係機関との連携を促進する。
- ・市内12支部において各支部に置いた単独校を中心とした体制づくりの整備と確立をめざす。